

第百九回国会参議院内閣委員会會議録第五号

昭和六十二年九月十日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

九月八日

辞任

久保田真苗君

補欠選任

鈴木 和美君

九月九日

辞任

鈴木 和美君

補欠選任

久保田真苗君

九月十日

辞任

柳澤 鍊造君

補欠選任

井上 計君

出席者は左のとおり。

委員長

名尾 良孝君

理事

板垣 正君

岩本 政光君

大城 眞順君

野田 哲君

委員

大島 友治君

岡田 広君

亀長 友義君

古賀雷四郎君

永野 茂門君

松垣徳太郎君

堀江 正夫君

小野 明君

飯田 忠雄君

峯山 昭範君

吉川 春子君

井上 計君

柳澤 鍊造君

國務大臣

国防大臣
(防衛庁長官)

宇都宮徳馬君

政府委員

内閣官房内閣安
全保障室長

兼内閣総理大臣
官房安全保障室
長

内閣法制局第一
部長

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

説明員

運輸省航空局首
席安全監察官

運輸省航空局技
術部運航課長

海上保安庁警備
救難部長

大竹 勇二君

加藤 晋君

邊見 正和君

原 度君

大竹 勇二君

加藤 晋君

邊見 正和君

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小野明君 ます長官にお尋ねをいたしたいと思
いますが、長官は、去る五月の二十九日から六月
四日まで、中国の国防部長の招待で、現職の長官
としては初めて中国を訪問されたわけですね。そ
こで国防部長あるいは万里副首相と会談をされま
して、各地の部隊の視察を行われたことは、テレ
ビでも拝見をいたしております。最近の日中関係
というのは、防衛費の-%増突破問題とかあるい
は靖国神社の公式参拝問題あるいは光華寮の問題
等がございまして、非常なきしみが出ておるよう
に思われます。そこで、こういった中で中国を訪
問されました意義について、まず長官の感想とい
いますか、所信をひとつお述べをいただきますと
思ふんです。

○國務大臣(栗原祐幸君) 今小野さんからお話の
ありましたとおり、私が中国側から御招待をいた
だきましたその時期は、いろいろ中国側の日本に
対する考え方などが取りざたされている最中でご
ざいましたので、これは率直に中国側と話をしな
きゃならないと、そういう気持ちで参りました。
国防部長の張愛萍さん、それから副首相の万里さ
ん等と率直に話をいたしました。私は、GNPの
-%を超えるような予算になったけれども、これ
は決して俗に言う軍事大国になるようなものじゃ
ない、そのゆえんのものゝを我が国の議会制民主主
義の観点からお話をして、御理解を求めたわけで
あります。その他の靖国神社の問題あるいは光華
寮の問題、教科書問題につきましても、忌憚ない
意見の交換を行ったわけでございまして、

結論的に言いますと、非常にフランクにしかも
友好真に――自分で言うとおかしいんですが、非
常に友好真に話をいたしまして、どの会談も予定
時間を三十分ないし一時間超えると、そういう会
談でございました。日本の防衛政策につきまして

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。
久保田真苗君が一たん委員を辞任されたため、
現在理事が一名欠員となっておりますので、その
補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に野田哲君を指名いたします。

○委員長(名尾良孝君) 防衛庁設置法及び自衛隊
法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与
法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して
議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

第一部 内閣委員会會議録第五号 昭和六十二年九月十日 【参議院】

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

第一号

は、これは中国側も日本の言うことはよくわかる、節度ある防衛力の整備をやつていられるということについては私も賛成であるし、日米安保についても我々はこれを支持する立場にある、そういうようなお話があつたのでございまして、いろいろ取りざたされておりましたけれども、極めて友好裏に率直な会談ができたことについて大変満足をしておられるのが、私の感想でございます。

○小野明君 一問題についても中国側の理解を得られた、あるいは友好裏に会談を進められたと。友好裏に会談を進められたということは理解をいたしますが、種々報道されておるところによりまして、一問題につきましては中国も非常な懸念を内外に表明をされておるようになっています。今の御答弁では、どうも私もすんなり中国側が納得をしたというふうには思われませんが、いかがですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 中国側が、一%を超えた、それはよくわかりました。結構でございます。しょう、そういうようなことを言つたわけじゃない、私の方でどうして一%を超えざるを得なかつたかというその事情を申し述べ、我が国の防衛政策についていろいろ話をしたところで、中国側から日本の防衛政策については節度ある防衛力をやられるということとそれなりの理解を示した、こういうことでございまして、その翌日の人民日報は、日本の防衛政策について理解を深めた、こういうふうに出ております。ですから、向こう側からは一切一%問題について触れなかつたんです。中国側のいろいろの様子を見ていますと、例えば今度は二階堂さんが行かれたけれども、二階堂さんに対して一%問題は向こうは言わなかつたようですね、これ。ですから、そういう意味合いで、中国側は人によっていろいろ対応されるのかなあというふうにも思いますが、私の場合には一%問題はこちらから触れたのかかわらず、向こうは一切触れなかつた。のみならず、日本が節度ある一定の防衛力を持つのはこれは当然

のことである、日米安保も我々は支持しております、こういうことでございまして、私どもは中国側に御理解をいただいたものと、そういうふうな考えております。

○小野明君 それは私は、長官の受けとめ方は非常に甘いのではないかと、こういうふうな思つておるわけですね。というのは、防衛白書が発表された後、プラウダあるいは新華社通信がそれぞれ見解を表明いたしておるわけですね。プラウダの報道については若干問題があるような感じがいたしますが、中国は、新華社通信はこういうふうな発表し、R Pで発表されております。

防衛庁が対前年比六・二%増の六三年度防衛予算の概算要求を正式に決めたことについて論評、防衛予算全体の約六〇%が武器装備購入にあてられることを指摘し、日本の防衛はいまや「質」の向上から軍事力拡充の重視に移つた、と警戒の念を表明した。

同通信はまた、日本の防衛の重点が洋上防空・対潜探知能力の向上に置かれておることに ついて、これは攻撃力の強化を意図しているとして述べた。

このように報道されているわけです。ですから、新華社通信でけれども、日本の防衛力の整備について中国が大きな懸念を表明をしておるということについては、どうもやはり長官の御認識の方が多少甘い、誤られておるんじゃないかという感じがいたしますが、いかがですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今小野さんの御質問の中で、中国を訪問した時点においての私の感想と、こういうように私は感じたものでありますから、そのときには、今私が言つたとおり、大変フランクに、しかも友好裏に話をしている、理解が進んだと思つておるんです。

その後、いろいろの新聞報道もされておりますので、これは防衛白書その他が出まして、日本でもいろいろの論評がございすわね。そういうものとやはりいろいろと関係がないとは言えないと思つておるんです。そういう意味合いで、今御指摘のと

おり、中国側に懸念があるならば、それに対しては機会をとらえて我々はこう考えているということとを丁寧な話をしなきゃならぬなと、こういうふうな考えております。

○小野明君 それと、きょう私は初めて防衛二法の質問に立つたわけですが、きのうの新聞報道によりまして、八日の衆議院本会議で、総理が隣の金丸副総理に「防衛二法は流れたけど、ほぼ一〇〇%の国会だった」と語つたと、こういうことが報道されておりました。私はこれを見て力が抜けたような感じがするわけですね。もう初めから抜けている。総理がこういう表明をされておるのに何も一生懸命にやる必要はないと思われまして、また防衛庁側の肝心の当局の答弁も、これは手抜き答弁ばかり出てくるんじゃないかという感じがいたすわけですが、こういった総理のお話と

いいますか、意見については担当長官としてはどうお考えですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) あのとこの本会議は、総理と金丸さんそれから私です。田村さんがいないものだから、雑談しておりましたけれども、僕のいるところですよ、状況で。そこで、防衛二法は通らないけれどもあと通つてよかつたなんて、総理が言うはずがないんです、状況証拠として。私にすぐ聞かせるんですから。しかも、これは新聞社の人たちがそういうことを書いたものであつて、総理が直接言つたことじゃない、ございませ

ん。私は総理がそのような話をするということとはあり得ないと思つております。私が防衛問題の直接の責任者でございまして、私の態度にふらちなことがあつたらあつたがめをいただきますと思ひますけれども、私の態度にふらちなことがない限り、どうぞ審議を進め、慎重審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○小野明君 私も熱心に質問をいたしますから、ひとつ手抜きじゃなくて慎重、丁寧な御答弁をお願いいたしておきたいと思ひます。

そこで、防衛計画の大綱の問題に入りますが、去る五十一年に国防会議並びに閣議で防衛計画の

大綱が決定されております。その見直し論が絶えずくすぶつておるわけでございます。この見直し論が出てくる最大の根拠の一つは国際情勢の変化という点にあるのではないかと、こう思ひます。そこで、防衛計画の大綱の前提とされておる国際情勢の判断は、この白書あるいは防衛ハンドブックにも出ておりますが、一つは米ソ全面戦争の回避という点、それから二つ目は中ソ対立の根本的な解消はない、三番目は米中関係の調整は持続しつつある、四番目は朝鮮半島に大武力紛争はない、こういう四点ではなかつたかと思ひます。こういった諸点について、防衛計画の大綱の見直しに通ずるような大きな国際情勢の変化はない、このように私は判断をしております。白書にはいろいろソ連脅威論が殊さらに書かれておるんですが、これらの四点について、大綱の示す情勢の認識という点について長官の御判断はいかがですか。

○政府委員(瀬木博基君) ただいま、大綱に示される国際認識についての御質問がございました。国際認識の中で大綱が示しております諸点は、ただいま先生がおっしゃられたような基本的な幾つかの情勢もございまして、大きくいままして、大綱が示しているところの国際情勢の基本的な枠組みというものは、私は二つに分かれるのではないと思ひます。

一つは、グローバルな観点でございます。このグローバルというが全世界的な観点から見ますと、東西関係というものは、一方においては核の抑止力を含む軍事的な均衡がある、他方においては国際安定化のために努力が続けられておる、そういう状態から全面的な軍事衝突は起こりにくいであろうということであるかと思ひます。この点は、先生がおっしゃられました米ソ間の全面的な対決というか、衝突ということとは起こらない、起こりにくいであろうというところと軌を一にするところであるかと思ひます。

もう一つの要素は、これは当然のことながら我が国でありますから、我が国の周辺はどうかとい

うこととございます。この我が国周辺の状態を見ますと、確かに先生の御指摘の中にもありますような、朝鮮半島の問題も依然としてあるわけでございますが、こういう不安定な要素ははらみつとも、米ソ間または中国を含めたような大国の間の均衡状態が一応保たれているというところ、また日米安保体制というものが堅持されておつて、こういう状態から我が国周辺においても大規模な紛争が生起しにくい状態にある、こういうことではないかと思ひます。

そういうようなグローバルな環境から見ても、また我が国周辺の状況を見ても、この大綱が前提としておりますような枠組みというものは変わっていないというものが、我々の分析でございます。

○小野明君 それで結構だと思ひますが、したがつて、お尋ねをしておるのは、防衛計画の大綱の見直しに通ずるような大きな国際情勢の変化はないのではないかとこの質問です。いかがですか。

○政府委員(瀬木博基君) 我々が白書等でも明らかにいたしておりますのは、国際情勢というのはこれはもう一進一退いたしますし、その中にあつては安定的な要素もあれば、また不安定な要素もある。しかし、防衛計画の大綱を支えておるところの基本的な枠組みというものはこれは崩れていない、そういうことでございます。

○小野明君 次に、白書の問題に移りますが、白書を見ますと、大綱、別表の見直しはないと断言をされておるかと思ふと、あるいはそうではない、いろいろ見直しというものが示唆されている部分がございますね。そこで、しかし、見直しというのは、陸海空三自衛隊の仕切り、あるいは主要装備の数量に限定されているようにも読めるわけ、なかなかこれはあまいところがありまして読みにくいわけですが、最近防衛庁内の洋上防衛体制研究会が、OTHレーダーあるいはイージス艦の導入措置に加えて、空中給油機の導入をもほめかしているわけでございます。これらのひとつと全貌を大綱との関係で明らかにしていただ

きたいと思ひます。

○政府委員(西廣整輝君) まず、大綱の見直しあるいは字句修正等の関係でございますが、御承知のように、大綱が五十一年にできた当時から、私もこういう切つた思い切つた目標というものを大胆に政府として設定をしたというところ、その当時からそんなに低いことではないのかという御意見もあれば、逆に大綱水準というものは高過ぎるのではないかという御意見も出た。それなりにいろいろ御意見が出て、国内の防衛問題に対するコンセンサスを得るための一つの指標になり得たのではないかと思つております。

ところで、大綱の見直しといひますが、大綱の物の考え方そのものをどうするかということにつきましては、先ほど瀬木参事官からその前提となつてゐる国際情勢、そういう枠組みは変わつていないということでありまして、私もそういうものについて変える考えはございません。また、個別の細かい字句修正その他につきましては、一昨年来理論的問題としてそれが可能か可能でないかという御議論がいろいろありましたが、そして、これも引き続きついでに御議論があつたわけでありまして、そういう理論的はどう考へるかということについての整理を一応今回の白書でさせていただいておるものであります。それはあくまで理論的問題であつて、我々としては五カ年計画というもので防衛力整備の政府方針というものは決まつております。その政府方針に従つて整備をする限り、大綱については別表の細部の字句修正も含めてそういうことは全く行う気持ちもなければ、行う予定もないということとであります。

なお、お尋ねの空中給油機等が洋上防空の研究の一環として浮上してきておるのではないかとこのこととございますけれども、御承知のように、洋上における防空の問題については、最近の軍事技術の進歩というものに関連をして、非常に我々としては重視せざるを得ない問題であるということと、閣議決定の五カ年計画でもこの点について

十分検討するようにというように定められておるわけでありまして。あわせて空中給油機については、空中給油機の問題について期間内に勉強しろということになっております。この両者は全く関係がないというものではございませんで、確かに空中給油機というのは航空機の滞空時間、空中に居る時間を延伸できるということで、例えば洋上における防空のように、かなり基地から離れた地域における防空という際に役立つという面もあるうかと思ひます。一方、そういうこと以外に本土そのものの防空において、例えば基地で航空機が待機するのではなくて上空で待機するというような際には、空中給油機というものは必要になつてくるわけでありまして。果たしてそういうこと

が必要であるのかというふうなことについて、これからまだ五カ年計画も四年ほど残つておるわけで、その間に勉強しろということになつておりますので、我々は引き続き勉強したいと思つておりますが、いづれにしましても、この現在政府として定められておる中期計画期間に空中給油機について整備するという考えは全くございません。

○小野明君 そうすると、空中給油機の導入については、これは考へていないということとでございますか。

○政府委員(西廣整輝君) 五カ年計画としてその種の計画は全くございません。

○小野明君 そこで、それでは次の同じく洋上防空体制研究会の問題でございますが、早期警戒管制のためのAWACSですね、これは来年度白書の重点になるのではないかとこのことも巷間言われておるわけですが、現在のE2Cを導入するときに、より大型のE3Aも検討の対象としながら、高価なこともあつて小型の主に艦載用のE2Cに決定したいきさつがございます。これはよく御存じだと思います。これからE3Aに切りかえるとなると、E2Cにしたのは何のためであつたのかという疑問が残るわけでございます。これは防衛庁の判断ミスとするには余りにも高価な買い

物であつたわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) E3A、いわゆるAWACSでございますが、大型のかつ高性能の早期警戒機、この問題については、現在のところ防衛庁としてこれを研究するという状況にはまだ至っておりません。

御承知のように、現在防衛庁はE2Cというプロペラ型の早期警戒機を既に装備をいたしております。また、現在政府決定されておる五カ年計画におきましても、同様のE2Cという早期警戒機をさらに五機追加整備をするという計画になつております。これらの早期警戒機というのは、御承知のように、現在レーダーサイトというものを基盤にした本土防空態勢、全般防空の態勢があるわけでございますが、その中のいわゆるギャップといひますか、地上からのレーダーで発見したのであるが地上のレーダーサイトが被害を受けたときのパックアップ、そういう意味でE2Cというものが必要であるということ、かねがね整備が続けられてゐるものであります。したがつて、あくまでこれは本土防空、全般防空のためのレーダーサイトのバックアップ機能なりの役割を果たすものでありますから、機動的にそれを運用するといふものじゃありません。ある空中に滑空して敵の侵入を監視するということとありますので、そう大きな機動性、スピードとかを要するものではないということ、我々としては、今でもE2Cというものが最も最適な機種であらうというふうに考へておるわけでありまして。

お尋ねの洋上防空等に関連して、AWACS、E3A等が浮上してゐるのではないかとこのこととでございますが、我々としてはまだそこまで勉強は進んでおりませんし、果たしてその種の早期警戒機というものが必要であるか、必要な場合には、E2CよりもE3Aがいいのかといったようなことについて研究はいたしておりませんが、いづれにしましても、この五カ年計画における早期警戒機の整備というのはE2Cの五機の追加整

備ということが決まっております、これをいざ実行したいというように考えておる次第であります。

○小野明君 この点では、「防衛アンテナ」という雑誌の七十九年の二月号に、「早期警戒機の導入について」ということで防衛庁が発表された資料がございます。そこで、「E-3Aが適当でない理由」ということで、E-2Cを導入するんだと、「高価である」というようなことも書かれておるわけですね。ところが、洋上防空体制研究会ではこれの導入をしたいということが入っているように仄聞をするわけですが、現在は、局長、E-3Aに切りかえるというお考えはないということでございますか。

○政府委員(西廣整輝君) ただいまの先生の御質問で、洋上防空研究を通じてE-3Aを必要とするというようにお受け取りになっておられるような御質問でございましたけれども、現状までの洋上防空体制研究会で、その種の結論なりあるいは意見が出てきているということは全くございません。したがって、現状ではE-3Aを入れるという考えはございません。

○小野明君 次にまいります、中防の問題です。中防が六十年秋に、国防会議あるいは閣議で決定されたわけですが、その際、防衛庁が、同じくこの「防衛アンテナ」という雑誌に、この中期防衛力整備計画が達成された場合における「本土防空能力」、あるいは「海上交通の安全確保能力」並びに「着上陸侵攻対処能力」のそれぞれについて、説明をいたしておるものがございます。しかしながら、この昭和六十年十月号のこの発表、防衛庁の説明は余りにも簡単過ぎて、結果としては何も説明していないのと同じことではないかと、こう思われるわけです。そこで、この中防達成時の能力ということについて御説明がいただきたい。

同時に、いま一つは、この中防で十八兆四千億という数字が積み上げられておるわけです。この総額明示方式が歯どめであると、こういう言い方もなされておるわけですが、この十八兆四千億の

積算根拠を明示しなければ私は意味がないと思うわけです。積み上げた個々の費用について、詳細な品目に至るまで、数量、単価等を明らかにして初めて有効性を持ち得ると思います。この手続をとって初めてシビリアンコントロールの基礎を供給することになることと思いますが、この十八兆四千億の積算の根拠について資料を提出をしていただきたい、基礎を提出していただきたい、こう思います。今までのような資料で私も見てまいりましたが、正面装備の点はそれぞれ単位というものが出されておるんですが、後方あるいは人糧、この後方の問題については特に何ら説明がなされておらない。六兆五百億円というのが計上されておるんですが、これについては何ら説明がないという現状だと思えます。この二つについて御説明がいただきたい、こう思います。

○政府委員(西廣整輝君) まず、第一のお尋ねの中期防が達成した際の能力ということでございまして、防衛能力というのにつきましましては、正直申し上げて具体的な数値を申し上げるということが非常に難しいと同時に、かつある特定の状態というものを設定して申し上げるということになります。具体的には我が国の防衛能力というものがあからさまになつてしまふということで、これまで大変差しさわりの多いといえますが、出すことを御遠慮させていただきたいという面があるわけでありまして。したがって、どうしてもある程度抽象的にならざるを得ないことをお許しいただきたいわけでありまして。

前々から申し上げておりますように、大綱そのものの考え方というのが、限定的かつ小規模な侵略事態に独力で対応できることということになっております。それじゃ、その限定的かつ小規模とはどんなものかということ、これまた何度かお答え申し上げておりますが、まず、限定的というのは通常兵器による侵攻であるということが当然のことです。しかも、それが地域的かつ時間的にも限定されたものということになりますから、相手方が大々的な準備あるいは他の地域から

多くの軍力というものを移動してきて侵攻するということではなくて、周辺の国等がそれなりに周辺に存在しておる軍力を短期間に動員できる範囲で我が国に当ててくるという状況を想定しておりますので、数量的に細かく言うことは控えさせていただきますが、いざにしましてもそう大きなものではない。陸で言えば数個師団程度のもの、空で言えば空挺部隊とか空中機動の旅団であるとか、そういったものが付加されたもの程度である。航空機についても、所在する航空機の中の四分の一とかあるいは五分の一といったような数量のものが来れるのではないかとようなことを前提にして考えておるわけでありまして。

そこで、能力ということになりますと、この中期防衛力整備計画におきまして、ともかく大綱水準を達成したいということで、中期防衛力整備計画は我が方からお願いをいたしました。そして、ごく一部のものを除いてはそれが達成されるものと我々は期待をしております。したがって、ごく一部のものをまず除く点から申し上げますと、一つは、着上陸侵攻等に対応するための洋上における阻止、あるいは上陸されてからの陸上部隊の陸上戦闘を支援するための支援戦艦部隊というのがございます。これにつきましては、現在支援戦艦の数というものが大綱所定の百機体制というものの、部隊配置百機体制というものが満たされないうまま、七十機弱の形で今F-1というものが配備されております。これに代替する航空機というものをこれから得なくちゃいけませんので、これをどうするかという問題が決まり、かつそれを整備していくということになりますと、この五カ年計画中には発注が終わり切らないという問題がありますので、この問題は若干後まで穴があいたまま残らざるを得ないという点がございまして。

それから、もう一点申し上げますと、中期防衛力整備計画の中で指摘されておりますように、空からの脅威の変化というものに伴って洋上における防空、いわゆる船舶の防空であるとか、あるいはレーダーサイト等に対するミサイル攻撃、そう

いった脅威というものが増大しておりますが、これについてはまだ十分な対抗手段というものが我々としては検討が終わっていない。この五カ年計画の中に研究をするということになっておりますので、その種のものについての実際の施策というものはこの五カ年間で行われたいという二点がございまして。そういったものがございまして、概して言えば、大綱水準というものは私どもはこの五カ年計画が整々と実施されれば、達成できるといふふうに考えております。

それはどういふことかといいますと、まず着上陸侵攻について申し上げますれば、これをすべて水際まで小規模侵攻といえども撃退してしまふ、一切国土内に入れないということは実際問題として不可能でございまして、相手方が仮に我が領土内に取りついたらしましても、相当な地域というものを確保してしまつて既成事実をつくつてしまふという状況がない程度に、常に国土の防衛戦闘というものが流動的な状態で維持される、あるいは相手方が取りついたら地域というものがごく局所に限られるといった状態が保てる程度の能力は持ち得るのではないかとこのように考えております。

それから、海上交通の安全保護の関連につきましては、これは従来から潜水艦による海上交通の破壊というものに主眼を置きまして、それにどう対抗するかという防衛力整備をしてきたわけでございまして、これにつきましては、相手方が引き続き潜水艦による我が国海上交通の破壊を続けるということが困難であるといえますが、相手方も相当な被害を受けますので、こちらの海上交通を完全に封鎖してしまうとか、あるいはそういう状況を長く続けることを困難ならしめる程度の対潜能力というものは、保持できるのではないかとこのように考えております。

同様に、防空能力につきましても、相手方の航空攻撃というものが、地域によって我が方の防空能力にも差異は生じますけれども、全般として相手方の航空攻撃によって我が方が破滅的な状況に陥るということがない状態、要するに彼我拮抗し

ている状態というものが継続できる状況が維持できるのではないかと考えておる次第であります。

次に、中期防の所要経費の關係についてお答え申し上げますが、御承知のように、中期防衛力整備計画ということで閣議決定されておるものにつきまして、当然のことながら、まず正面については細部まで積み上げて一応財政当局等と調整はいたしております。ただ、閣議として決定されたものというものは、そのうちの主要なものについて数量等を決定しております。と申しますのは、五カ年分について金額なりあるいは個々の事業内容というものを閣議で決定してしまおうということは、年度年度の財政の裁量権といいますが、財政当局を中心とした予算編成権といったものまで手を縛ってしまうということになりますので、事務的には一応詰めた上で確定的な閣議として決めた数量というものは、ごく主要なものについての数量、それと全体としての十八兆四千億という天井、上限を示したという形になっております。

そこで、先生お尋ねのそれは後方等の中身がどうなっておるかということですが、いづれまた資料等をもって十分御説明したいとは思いますが、まず人件費等につきましては、六十年年度時点に既におる人間、これらがベースアップ等そういう要素を除きまして通常の昇給をしていく、そしてある者は退職をし新しい人間が入ってくる、そういった状況を計算をしまして、五カ年間の人件費というものが積み上げてある。それにさらに、この五カ年計画を実施していくに当たって必要な現在お願ひしております増員あるいは充足率の向上、そういったものに充て得る人件費というものが、余分に枠組みとして追加されておるといふようにお考えいただきたいと思えます。

なお、後方経費につきましては、その内容は多岐にわたります。大口としては、まず例えば施設庁の経費、あるいは研究開発の経費ということでありますが、それ以外のものは修理費であると

か、あるいは光熱水料であるとか、さらには燃料であるとか、そういったものもいろいろあります。さらに言えば、非常に細々とした通信機その他の機材等もございまして、したがって、それらを個々の物品別に積み上げるといふことは不可能でございまして、過去における修理費なり、そういったものの全体予算の中に占める比率があるとか趨勢であるとか、そういったものをにらんで枠組みとして後方経費というものが決められておるといふように御理解をいただきたいと思えます。

○小野明君 後の問題からまいります、十八兆四千億というものを我々が聞いたときに、これは大変じゃないかと、こう思ったわけです。この十八兆四千億というのは、国民にもう知らされていくわけですね。ですから、この積算の基礎、これは六十年年度価格で決められたものであると思いますが、今の御説明では、十八兆四千億という数字がまずありきということになって、その積算の基礎というものは何ら説明をしていないと同じことだと、こう私は思います。

それから、中期防の達成時の能力、これも今御説明がありましたのは、昭和六十年十月号の「防衛アンテナ」に発表されている「本土防空能力」、「海上交通の安全確保能力」、あるいは着上陸侵

攻対処能力、こういった三項について書かれておるわけですが、その域をまだ出ていないと思えます。だから、この点は、今の御答弁では私は納得できません。ですから、この十八兆四千億の、きのうも質問の通告をしておるわけですから、積算の基礎、これをきちんとしてお出してもいいと思います。同時に、中防達成時の能力についても、これをひとつ納得のいくように文書で出していただきたい、こう思います。それがなければ、私はこれ以上質問を続けるわけにはまいりません。

さらにもう一つ、今これにつけ加えてまいりますと、自衛隊が独力で対処する限定小規模侵略時のレベルをいろいろ想定しておるわけですが、その具体的な規模を問われたときに、政府が以前はたしか二ないし三個師団だ、こう答弁をしたことを記憶しております。ところが、先月二十七日の衆議院内閣委員会で防衛局長が、三ないし四個師団の陸上兵力プラス一個空挺団及び空中機動旅団、これが最大侵略規模、こういうふうに答弁されております。そこで、この場合にそれぞれ部隊の人員、装備内容、こういった侵略規模と見

積もった根拠、あるいは衆議院では着上陸兵力のみを対象としておりますが、侵略時に対日指向をされる空軍力あるいは海軍力の規模、これらについてはどう予想されておるか。また、着上陸兵力が三ないし四個師団プラスアルファとしても、それが一日で上がってくると思われませんか、それだけの期間でそれだけの兵力が対日指向ないし着上陸可能と見積もっておるか。これらの問題も疑問として私は持っておるわけですが、い

うなことを我々申し上げるような状況にありませんので、その点はお許しをいただきたいと思うわけでありまして、いづれにしましても、我が国周辺に現に存在しておる軍事力というのは、我々無視することはできない。それについて、それらが現状を大きく変更しないので来たる物理的な範囲はどういうものであるかということに関心を持っていることは事実でございまして、それが侵攻兵力であるというように申し上げることは御遠慮させていただきます。

それから、繰り返すようになりますが、中期防衛力整備計画の経費の内容につきましては、後ほどできる限りの資料をつくって先生の方に提出したいと思っておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、後方につきましましては個々の積み上げということは事実上不可能でございまして、これは、当然のことながら、年度年度の予算で精査をされ決定されていくものというように考えておりますので、それなりの内容にならざるを得ないということもあわせ御理解をいただきたいと存じます。

○小野明君 それは了解できません。中期防達成時の能力、さらに局長が衆議院の内閣委員会で、三ないし四個師団の陸上兵力プラス一個空挺団及び空中機動旅団と答弁をされておるわけですね。そうすると、明らかにそういう兵力を必要とする想定というものがなければ、こういう答弁はできないはずですね。ですから、中期防達成時の能力あるいは十八兆四千億の積算根拠あるいは今の独力対処の最大侵略規模、この三つについて御説明がない限り、私の質問はこれ以上続行するわけにはまいりません。

いては、私たびたび御説明申し上げておりますし、本日もそういう趣旨で御説明申し上げておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○小野明君 納得できません。長官、今の答弁では私は納得するわけにはまいりません。特に、十八兆四千億という国民に周知されたお金がつぎ込まれております。その積算根拠もあいまいである。それから、中期防達成時の能力も発表ができない。詳しく説明ができない。あるいは、独力対処の際の想定というものは明らかにすることができない。この三つでは、私の質問はこのまま続行するわけにはまいりません。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私は、十八兆四千億の話は、今聞いておりました、ぴしっとできるところはぴしっとやる。しかし、どうしてもぴしっとできないところはいわゆる今までのデータをもととして推定をする。しかも、この十八兆四千億というのは上限ですから、これはいろいろの場合に厳密に一銭一厘どうのこうのといううな、そういう契約はその時点によつてできないものがあるわけです。ですから、私は十八兆四千億について積算の根拠を明確にして、これとこれを出さなきゃ絶対に許さぬというような御議論は、いかがなものかと思えますね。

それから、もう一つの問題は何かといいますと、これは小野さんがきょう出されたやつは小野さんが初めて出されたわけじゃないんですね。今までに随分経過があるわけですね。政府としては出せるものは出しますが、出せないものについては御容赦いただきたい、こういうことでございますので、今ここに初めて出たというのなら話は別でございますが、そうでございませんで、今までの経過に徴しましてひとつ御理解を賜りたい、こういうことであります。

○小野明君 今まで出されたものは私も承知しておるわけです。それぞれ十八兆四千億の積算の根拠も、私どもの方で政府答弁をつなぎ合わせながら資料として持っておるわけです。同時にま

た、中期防達成時の能力についても、防衛庁が既に発表したものは私も知っておるわけです。それでは私は納得はできませんと、こう申し上げておるわけです。

○委員長(名尾良孝君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(名尾良孝君) 速記を起こして。
暫時休憩いたします。
午前十一時休憩

午後一時三十二分開会
○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○飯田忠雄君 本日は、私の質問は、シーレーン、洋上防衛、それからシビリアンコントロール、この三つの問題につきまして、主として法律的な根拠を中心にして御質問を申し上げます。

まず最初、シーレーンの問題でございますが、このシーレーンというものの法律上の意義及び限界についてお尋ねをいたします。このシーレーンという言葉は、これは現在日本語として用いられておりますが、どうもその内容が明確ではございません。それで、幾つかの問題点を提起してお尋ねをいたします。まず、シーレーンという言葉は何を意味するのか、またどの言葉を持ってきて日本語としたのかという点について、御説明をお願いします。

○政府委員(依田智治君) これはこれまで数々の機会に防衛局長の方からもお答えしておるわけでございますが、現在私どもでシーレーンというのはどういう形で用いているかといいますと、有事の際、国民の生存を維持しあるいは継戦能力を保持する観点から、港湾、海峡の防衛、哨戒、護衛

等、各種作戦の組み合わせによる累積効果によつて海上交通の安全を確保する、こういうような意味で使っておるわけでございます。

○飯田忠雄君 有事の際に海上交通の安全を確保するものだ、こういうお話でございましたが、シーレーンそのものはやはりそうしたものと意味が違うのではないかと思われますが、もう一度正確な定義をお願いいたします。シーレーンというものは一体何を言うのかという問題ですね。

○政府委員(依田智治君) これは、今私が申し上げたような意味で、海上交通の安全の保護というように用いておるわけでございます。法的には、自衛隊法の七十六条に基づきまして自衛隊の防衛行動が命ぜられたような場合、我が国の防衛のための行動の一環として行うという意味で使っておるものでございまして、現在私どもがいろいろ御説明している場合は、我が国の防衛力整備に当たつてこういう言葉を使つておるというようなことでございまして、厳密な意味の法律用語ではございませんが、防衛力整備の観点で説明する場合に使わせていただいているというようなことでございます。

○委員長(名尾良孝君) 委員の異動について御報告いたします。
本日、柳澤錬造君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○飯田忠雄君 ただいまの御答弁によりますと、海上交通の保護がシーレーンだと、こうおっしゃいましたが、それであるならばそれは自衛隊の行動の一種であつて、必ずしもシーレーンという言葉を使う必要はないのではないかと。海上交通安全確保という言葉でいいわけですが、それをなぜシーレーンという言葉を使うのか、この点はいかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) かねがね海上自衛隊が防衛出動時に行います行動の任務について、海上交通の保護という言葉を使つたと長年使つております

した。シーレーンの防衛という言葉はそう古い話じゃございませんで、公式の場ではたしか鈴木総理が記者会見の場でそういう言葉を使われたというところ以来、シーレーン防衛という言葉がかなり使われるようになっておるわけでありまして、我が方としては内容的には海上交通の保護という言葉をしております。シーレーンということをやそのまゝ訳せば、日本語に直せば航路というような意味だろうと思ひますけれども、現在約束事のような形で政府見解も出してありますが、有事における国民の生存を維持するためあるいは継戦能力を維持するための海上交通の安全確保を図ることをシーレーンの防衛というように申しております。

○飯田忠雄君 それならば、法的根拠として自衛隊法の八十二条に海上における警備行動の規定がございしますね。この規定との関連はどうなりますか。

○政府委員(依田智治君) 先ほど御説明しましたように、シーレーン防衛という場合にはあくまでも自衛隊法の七十六条によりまして自衛隊が防衛出動を命ぜられた事態において、我が国を防衛するための行動の一環として用いる言葉でございまして、この自衛隊法八十二条におきます海上における警備行動というものは、私どもとしては、海上における人命財産の保護あるいは治安の維持について、通常においては海上保安庁が一次的に対処するということになっておるわけでございますが、その海上保安庁だけでは対処が不可能なような場合、または著しく困難なような場合に行われる警察的行動というようなことで考えておるわけでございます。

○飯田忠雄君 シーレーン防衛を有事のときだと、こうおっしゃいましたが、現在是有事でないですね。現在、有事とは言えないでしょう。シーレーン防衛に関して、現在有事でない平時のときにどうしてこういう問題がクローズアップされてきておるのか、どうもその辺が理解がいきませんがね。つまり、有事に一体なるのかならぬのかさ

がね。つまり、有事に一体なるのかならぬのかさ

えもわからないのに、どうしてシーレーン防衛という問題をしなけりやならぬのか。また、これが有事になるかもしれないので予防的にやっているんだということであれば、予防的措置としての行動しかシーレーン防衛ということにはあり得ないわけですね。そういう予防的措置をする法的根拠というものが自衛隊法のどの条文になるのかということが明確でないわけですが、その点はどうか。

○政府委員(西廣整輝君) 現在シーレーン防衛ということが、私もそういう研究をしたりあるいは国会等で御議論いただいておりますのは、主として防衛力整備に関連して行われているわけでありまして、これはシーレーン防衛関連の防衛力整備に限りますが、敵上陸侵攻にしろ防空にしろ、我々としては平時から最小限備えておくべき防衛力というものについてそれを整備をし、侵略を未然に防止をし、かつ万々一侵略があった場合には十分に対応行動をとろうということで、防衛力整備をいたしておるわけでございますが、海上交通の保護につきましても、有事、海上交通の破壊というようなことが行われないうに、行われた場合に最低限の国民生活を確保でき、かつ継続能力を確保するための防衛力整備をするにはどの程度のものが必要であらうかというようなことで、シーレーン防衛について常々研究をし、かつ整備をお願いしておるといふ次第であります。

○飯田忠雄君 それでは、考え方を統一するためにひとつお尋ねいたしたいんですが、有事というのは一体どういうことなのか、これがどうもはっきりしないんです。有事ということが、実際に我が国が外国から攻められて戦闘状態になったときを言うのか、それともそういう時期ではないが、地球上のどこかで争いが起こって、どうも我が国の船舶がそれに巻き込まれるおそれがある、こういうことも有事の意味に入るのか。例えばペルシャ湾における状態のごとき、これは有事になるのか、いろいろな疑問点があるわけですね。

それから、シーレーン防衛というのは有事の場合だけだということになると、これは法的根拠として七十六条をお挙げになりましたが、これは防衛出動の根拠でございますので、防衛出動の根拠が、いつ起こるかもしれない、まだ現在には有事じゃないのに、そういう時期に七十六条を根拠としてシーレーン防衛ということをし得るのかという問題もございませう。こういう点はどうか。

○政府委員(依田智治君) 先ほど防衛局長から答弁いたしましたように、現在私ももしましては防衛計画大綱等に基づき、中期防衛力整備計画に基づき、防衛力を整備しておるわけでございませうが、それはやっぱり我が国に対して限定小規模な侵略事態があった場合は独力で対処する、それだけの対応力を持つておかねばならないということで、平時から整備に努めておるわけでございませうので、それで、平時にシーレーン防衛という問題を云々するのはどうなのかということとは、これはちよつと意味がわからないわけでございます。もともとシーレーン防衛というのは私も七十六条に規定しておりますように、外部からの武力攻撃に際して我が国を防衛する必要がある場合、これが有事であらうと解しておるわけですが、こういう有事において我が国の海上交通の保護をする、そのためにはそれに足るだけの防衛力を整備しておく必要があるということでの整備をしておる。こういう中において従来から用いられてきた言葉であり、我々も今日平時において有事を想定した防衛力整備をするということは、これは当然なことではございまして、そういうことでやっておるわけでございませう。

○飯田忠雄君 そうしますと、シーレーンというものも防衛出動の対象になるものと、こういうお考えでしょうか。

○政府委員(依田智治君) 御質問の意味が——やはりそういう我が国の場合には島国でございまして、必ずしも自給できないという状態になっておりますし、いろいろな意味で我が国が存立していくためにも、また継続能力というものを確保していく

ためにも、海上交通というものの安全が大事であるということとはこれは当然のことではございまして、そういう意味で私どもはこのシーレーン防衛という問題を重視しておるわけでございませう。

○飯田忠雄君 私は、最初にシーレーンとは何であるかということをお尋ねをしたわけですが、そのときに海上交通の安全の確保の問題だと、こういうお答えがございました。そういうことでいきますと、地球上のどの地帯の問題かということが明らかにならぬわけですね、抽象的に海上交通の安全の確保ということになると、シーレーンという言葉はそういう意味合いではなくして、何か地球上のどこかの場所を意味するのではないかと、いうふうにもとれるわけですが、そのシーレーンという場所はどこかという点について御見解を伺います。

○政府委員(依田智治君) これはシーレーン防衛に関連して、我が国のそのシーレーン防衛の地理的限界の問題とか、そういう問題についての御尋ねじゃないかと思うわけでございませうが、地理的には、これまでも数々の場面でいろいろな答弁がなされておるわけでございませうが、我が国の領域内に限らず公海上及びその上空にも及び得るということとは、これはしばしば答弁されていくことでございませう。しかし、それが具体的にどこまで及び得るかということにつきましては、我が国に対する武力攻撃の態様等によりまして異なり、一概には言えないという面があるわけでございませうが、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきであるというのは、これは憲法の精神から当然のことであらうと。ただ、従来から防衛力整備の対象とする範囲というようなことでしばしば答弁されておりますのは、我が国周辺数百海里、航路帯を設ける場合には一千海里を目標として行われているということから見ますので、説明しておりますように、そういう面から当然世界の裏の方まで行けるといふものではなくて、能力的に見ておのずから限界があるというように考えておるわけでございませう。

○飯田忠雄君 先ほど防衛出動の七十六条を根拠としてシーレーンの防衛は行くと、こういうお話でございましたが、ただ、これはまだ緊急な場合ではないわけですね、現在は。緊急な場合でないならば、七十六条には「国会の承認」を得てやれと、こうなっておりますが、「国会の承認」ということは、一口に言えば法律をつくってやれということですね、一般的には。それで、シーレーン防衛ということがどうしても必要でありやねばならぬということであれば、この七十六条だけを根拠としてやられたのでは差しさわりのあるので、やはりその防衛出動の準備段階としての問題として解決する法律がないと都合が悪いと思ひますが、そういう法律をおつくりになる御意思があるのか、それともそういうものはつくらないというふうなことであるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(依田智治君) 七十六条の「国会の承認」というのは、武力攻撃があった場合に防衛出動をするかどうかという面の国会の承認の問題でございまして、平時においてこのシーレーン防衛のために整備をしておくという問題とは、またこれは別の問題であらうと考えておるわけでございませう。

なお、私も私としては、現在の防衛力整備というのは憲法並びに自衛隊法等に基づきまして必要最小限度の防衛力、我が国を自衛するための防衛力というところで、七十六条等に基づきまして進めておるわけでございまして、そういう意味におきましては、法制上そういう面からの不備があるというふうには特に考えておりません。

○飯田忠雄君 日米安全保障条約というのがございますね。その第五条に、「日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」と、こういうふうな書かれておりますが、この「日本国の施政の下にある領域における」防衛、それを安全保障条約でも考えております

ね。日米が両方でも守り合うというのはそういうところの問題だということになりますと、このシーレーン防衛ということを考える場合に、その場所的な境界というものは、やはり日本国の施政のもとにある領域内の問題ではないかというふうにも読めますが、そういう点についてはどのような御見解をお持ちですか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいま御指摘のごさいます安条約第五條の規定は、安条約に規定してあります義務の発生を要件として、どのような地域に攻撃を加えられたときに義務が発生するかという規定でございまして、それがたゞいま御指摘になりました「日本国の施政の下にある領域」という表現になつてゐるわけでございまして、そういうような攻撃が行われました結果として、それに対処するためにとられるべき行動の範囲がどうかということとは、この五條は直接には扱つていない次第でございまして。

○飯田忠雄君 この安条約というのは、我が国とアメリカ合衆国との間に取り交わした相互防衛条約ですね。一体この範囲で防衛をやるかという問題でしょう。地球上あらゆるところで問題ではなくて、日本の政府の施政下、日本の国の施政下にある領域において発生した場合の問題ですから。したがって、この防衛行動をするという場合にも、その範囲内の問題であると考えざるを得ないわけですね。この安条約の五條に書いてある地域以外で防衛行動をやるということは、實際上そういうことは法的に考えられないのではないかと思います。その点はいかがですか。

○政府委員(齊藤邦彦君) 御質問の趣旨を理解したかどうか自信がございませぬが、五條に書いてございませぬ領域、すなわち「日本国の施政の下にある領域」という記述は、これはこれらの地域に対する武力攻撃が、日米双方とも「平和及び安全を危うくするものである」ということを認めて、「共通の危険に対処するように行動する」ということを約束し合つてゐる地域でございまして、これを反し、日本及び米国のとるべき行動の範

囲ということとは、安条約に直接は書いてございませぬけれども、第六條には米軍が日本にその軍隊を駐留させることの目的といたしまして、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」という記述がございまして。このように、五條に書いてございませぬ「日本国の施政の下にある領域」というのは、米軍あるいは日本の自衛隊、これの行動の範囲を定めるという趣旨から書かれてゐるものではないわけではございまして。

○飯田忠雄君 それでは、この五條に書いてあるのは一体どういう内容のことが書いてあるんでしょう。

○政府委員(齊藤邦彦君) 五條の趣旨は、日米安条約の趣旨といたしまして、平たい言葉で申しますと、日本に対する攻撃があつた場合には、日米両国ともそれを自国の安全を危うくするものであることを認めて、共通の危険に対処するということを約束し合つてゐるわけでございまして。で、我が国が我が国の領域に対する攻撃に対処すべきことは、これは何も条約等をまつまでもなく当然のことではございませぬが、米軍が自国以外の国であります日本、この領域に対する攻撃があつたときにも一定の措置をとるということを約束しているわけではございまして、これは国際法上は集団的自衛権の行使ということをこの第五條で米軍が約束しているという関係になつてゐるところでございまして。

○飯田忠雄君 この問題はまだ私納得いかぬ点があります。一応、余り時間をとつてもいいかぬから先へ行きます。

このシーレーン防衛というのは端的に言つて軍事行動なのか海上警備行動なのか、そういう点はいかがですか。

○政府委員(依田智治君) これは再三申し上げておりますように、七十六條に基づく防衛行動、そういう事態における行動でございまして。通常、海上における警備行動という用語は、八十二條で平時においていわれる海上の治安を維持するとい

う意味での警備行動というように使われております。

○飯田忠雄君 それでは、この定義の問題はまだ明らかでないし、どうもシーレーン防衛ということも内容がはっきりしませんが、これを明らかにするためにまず境界の問題からお尋ねいたします。このシーレーン防衛というものの場所的、境界の問題で、公海に関する条約とか領海に関する条約とかいう条約がございませぬか、これとの関係はどういうふうな考へておられますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの御質問が我が国に対して武力攻撃が発生して、我が国がシーレーン防衛を行つてゐるときに、たゞいま御指摘のありました公海条約、領海条約との関係がどうなるかという御趣旨であつたとすれば、シーレーン防衛の態様はそのときの情勢により千差万別でございませぬけれども、国際法上の理論の一般論として申し上げれば、我が国に対して武力攻撃を加える国があつた場合、その国との関係におきまして、我が国の自衛権の行使として認められる限度のものである限り、領海条約、公海条約の権利義務関係から我が国が一部逸脱するということは、これは認められるべきものと考えます。

○飯田忠雄君 シーレーン防衛というのは現在の問題ではない、これははっきりしてゐますね。これはいつ起こるかかわからない戦時の問題だといふふうに先ほどの御答弁からは想像されますね。そこで、いつ起こるかかわからない戦時のときの問題だということ、そういうことでお考えになつておることだから、それはそうとお考えになつておることだから、戦時において起こる問題がシーレーン防衛問題であつて、平時はそういう問題はないという御見解だとすると、我が国の場合は、これは我が国の方から戦争をしかけるということはありません、憲法上。しかるに、外国からしかけることがあるのかどうかという問題についても、これも非常に判断が難しい。あるいは、ないのじやないかと思われるぐらゐの希少性の問題です。それで、そういう事態の問題について、これはあれで

すか、七十六條は極めて少ない場合なんだが、それに絡めての問題だと、七十六條の問題、シーレーンというのは。つまり、シーレーンというのは防衛行動の中身の問題だと、こういうような御見解かどうか、そうでないのか、その点はどうですか。

○政府委員(依田智治君) 私どもとしては、この七十六條に基づきまして、内閣総理大臣から防衛行動を命じるような事態における問題というように考へておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 わかりました。そういうことであれば、シーレーン防衛という問題はさしあたり余り問題として重視する必要はない、まあ防衛行動が起こるような事態が生じてから考へたつて構わないんだと、こういうふうなふうにとれますが、そういう御見解ですか。

○政府委員(依田智治君) 平時におきまして、海上等におきましてやつぱりいろんな危険な状態とかその他がある場合もあるわけでございませぬが、そういう場合は、現在の日本の法律の建前におきまして自衛隊法八十二條によりまして、海上における警備行動ということ、一次的には海上保安庁の力をもつて当たると、しかし、それがどうしても当たり得ない場合、または特別の必要がある場合には自衛隊が出るといふ形になつておるわけでございまして、そういう建前に対処する。もつとも、我が国のこの七十六條に基づきます防衛行動を命ずるべき事態というのが個別に生じたことと判断されるような事態があれば、それは突発的事態に対してもこれは当然出なければならぬことになるかと思ひますが、一般的には、今言ひましたように、防衛行動の事態であると、一般の状態においては八十二條における「海上における警備行動」ということで対処するといふように考へておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 私は、シーレーンという言葉の意味を、防衛庁から今承つたような狭い意味に理解しなげやうなふうなことは、どうにも納得がいかないわけですね。シーレーンという言葉のものと

意味は、あれですか、防衛行動という意味なんですか。これは海のある一つの航路のようなものを意味するんじゃないですか。

○政府委員(依田智治君) 再三申し上げておりますように、現在私どもが用いておるシーレーン防衛という言葉は、有事の際に国民の生存を維持したり継続能力を保持するための、海上交通の保護のための一連の活動というものを言っておるわけでございまして、私どもはそういう形で有事の際の行動として考えておるということをひとつ御理解願いたいと思います。

○飯田忠雄君 それでは、防衛庁の御見解はそういうこととして、私は別に、しからば防衛庁のお考えとは違つたシーレーンというものについて、政府はどう対応するかということについてお尋ねをいたします。

御承知のように、一口で海上交通の安全と言いますけれども、それは商船なりが通る航路上における侵害排除の問題ですね。今は余り起こりませんが、最近でもちよくよく新聞にはインドネシア周辺の海域で海賊に襲われたという記事も載っております。船舶が海の盗賊に襲われる、それによつて海上交通の安全が侵害されるというのはずつと昔から今日まであったわけで、ただ、今日は海上治安が回復されましたので余り起こらないというだけのことですね。

それから、現在起こつておるペルシャ湾における状態、これなども航路の侵害である。明らかに輸送航路の侵害であります。こういうものについても、やはりこれは航路である以上シーレーンではないかと。つまり、防衛庁で独自におつくりになつた言葉の意味内容というものは、聞いてみないとわからないんだね。普通日本語の字引を引いて、あるいは英語の字引を引いてわかる言葉、それでいきますと防衛庁のように限定された言葉は出てこないんだ、これね。一々聞かなくやいかぬ。

あなたはシーレーンという言葉はどういう意味内容で使つておられますかと、一々聞いて議論しないと話が合いませんね。そういう言葉をわざわざ

使わないで、もつとわかる言葉を使つてほしいわけですね。それで、私どもとしては、シーレーンという航路と間違えるんです。航路が一番よく似ているんだ、シーレーンという言葉に間違えるわけですね。

そこで、そういうものとしてどうしても理解いたしませんので、そういう観点からお尋ねをいたしますと、公海に関する条約あるいは領海に関する条約というのは、まさにシーレーンの保護の規定なんです。海上交通安全を保障する規定でありますね。公海に関する条約の中に相当の分量として、海賊行為に関する規定がございまして。この海賊行為に関する規定は明らかに海上交通の安全を保全するために設けた条約でございまして、海賊に対しては世界各国がこれを討伐する義務を負うわけですね、昔から。これは人類の敵である。こうして、それに対してはこの国も全部討伐権を持つ、こうなつております。そういう権利義務がある。これは空賊の場合も同じですね。空で荒らし回る、海賊に相当する空賊。海賊、空賊については、やはり公海に関する条約の原理が適用になるといふことは、私は防衛庁は御存じだと思ふんです。そういうような問題を殊さら議論から抜いて、またわけのわからぬ言葉にすりかえて議論されたのでは困ると思ひますがね。シーレーン防衛という言葉は、今防衛庁で御説明になつたようなそういう意味内容で使うというものは、恐らくこれも想像もしない。できないんですよ。もつと正當な、普通だれが見てもわかる言葉でやはりやつてもらわないと困るわけですね。

このシーレーン防衛というものが必要であるといふことは、海上交通の安全が必要だといふ言葉と置きかえておると同じだといふふうに私は考えておつたのです。シーレーン防衛というのは、海上交通安全、航路の安全を保つということであらうと思つておつたんです。ところが、きょうお伺いしますとそういうことではないと、戦争の話なんだと、こういうことでやつておりますので、いささかびっくりしておるわけですが、これは本

当にシーレーン防衛というのは戦争の話ですか。もう一度念のために伺ひますが。

○政府委員(依田智治君) このシーレーン防衛について一般的にどう定義するかという問題は、例えば飯田先生の定義というのでもまたあらうかと思ふんですが、私どもの方で従来から使つておりますシーレーン防衛という言葉は、これは防衛力整備の一環として有事における海上交通の保護という意味から、そういう面から使つておるわけでございます。それをさらに平時における海賊、空賊等に対する海上交通の保護も含めて何かと適切な言葉で広範に検討せよということかどうかあれですが、私の方は、今言いましたように、防衛力整備の一環として限定的に考えておるというところでございます。また、平時におけるそういう海賊、空賊等に対する対応は我が国としてはどうかという問題は、また別の問題であらうかと考えておるわけでございます。

○飯田忠雄君 自衛隊法の八十二条ですか、「海上における警備行動」の規定がございまして。これには、「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることが出来る。」、こうございまして。この海上警備行動というのは、自衛隊が平素から行うべき任務として与えられた権限法規です、これはね。自衛隊の本来の任務は元来これじゃないかと。戦争のようないつ起こるかかわからぬ、また日本は戦争を放棄している、放棄したような戦争のことを考えて、それが主たる任務だといふふうにお考えになつて業務を行つておるといふことであります。と、これは問題ではないでしょうか。せつかく規定があるのに、この「海上における警備行動」は余り御関心をお持ちにならぬといふことは、これは重大な問題だと思ひますよ。先般の質問のときに、私は災害派遣の問題について御質問申し上げました。これも「災害派遣」の規定があるのに、わざわざ防衛庁はやろうとしない。今度、「海上に

おける警備行動」の規定があるのに、これも極めて軽視してしまふ。そして、いつ起こるかもしれない「防衛出動」のことだけをやらうと、こういうお考えであるとすると、少くくこれは憲法が考へておる警備態勢とは違ふのではないかと思ひますがね、いかがですか。

○政府委員(依田智治君) この八十二条、先ほど先生お読みになりましたが、一般的にいづでもやりなさいといふふうには書いてないように思ふわけでございます。これは、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合」に、しかもこれは「内閣総理大臣の承認を得て」やりなさいといふことで、「特別の必要がある場合」といふのは、私どもとしましては、通常は海上保安庁が一般的な海上における警備行動をとつておるわけでございますが、しかし、海上保安庁だけでは対処できないか、もしくは著しく困難であるような特別の場合といふように解しておるわけでございます。そういう点で、私どもは通常の国内における災害出動の規定等とはちよつと違ふのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○飯田忠雄君 これは自衛隊の本来の本質というものが必要問題になると思ひますが、本来の本質を忘れて戦争だけを考へるということであれば、これは問題だと思ひますよ。憲法はいわゆる国権の発動たる戦争はこれを放棄する、しかもそれは国際紛争解決のための手段としては放棄する、こゝうはつきり書いておるんですよ。そうなりますと、外国から無理やり攻めてきた場合、その場合だけに防衛出動といふものは存在するわけですね。我が国からちよつと出を出すことはあり得ない。それからまた、防衛を考へる場合も、日本国の施政のもとにある領域での防衛活動、これが憲法の趣旨でしょう。専守防衛、専守防衛といつていつもおつちやつておる専守防衛といふことはどういふことかといへば、日本国の施政のもとにある領域における攻撃から我が国を守ると、こういうことでございますね。そうじゃありませんか。

○政府委員(依田智治君) これは日本国の領域を守るということはもちろんですが、その守る行動は領域内でできやできないというようには解していかないわけでごいまして、守るべき対象は日本国でございますが、そのために行動する範囲というものについては、おのずと必要に応じて公海にも及び得るということは、これは過去答弁させていただいてるところでございます。

○飯田忠雄君 それでは、その次に進みます。これは私は大変重要な問題が残されておると思いますが、きょうの質問が終わった段階で時間があつたらまたやります。次に行きます。

現在、ペルシャ湾におけるタンカー攻撃が行われております。これは新聞にも載っておりますね。これはあらゆる日本の新聞に載っておりますから御承知だと思いますが、このタンカー攻撃を日本の船舶が受けておる。日本の船舶だということを名のつてわかっているにもかかわらず、攻撃を受けたということが新聞に載っております。そうすると、そういう問題について、これはシーレーン防衛とは無関係かということをお尋ねしたい。

○政府委員(依田智吉君) これは、シーレーン防衛が七十六条に基づき我が国に対する外部からの武力攻撃があつた場合に武力行使できるという規定との関連において、日本商船に対する攻撃というものが武力攻撃に当たるといふ判断になれば、それはまたシーレーン防衛とも関連してくるといふ問題になるわけですが、それに当たるかどうかという判断は、これは公海上におきまして船舶がそういう攻撃を受けたような場合に当たるかどうかというのはいろんな状況を勘案して判断すべき問題で、ここで直ちにこれがシーレーン防衛と関連あるというようなこと、あるいは全く関係ないと言えるのかどうか、その点は状況に即してまた慎重に判断すべき問題だろうというように考えるわけでございます。

○飯田忠雄君 旗国主義というのは御存じですね。日本の旗を掲げた船、これは我が国の船であ

るからこれに対する安全を確保するのは我が国の任務である、こういうことは当然お認めになるでしょう。それで、ペルシヤ湾で日本国の商船が、タンカーがあるどこの国か知りませんが、どれも攻撃を受けた、しかも相手の国はそのタンカーが日本船籍のものであるということを承知の上で攻撃を加えたということになりますと、それは日本に對する攻撃ではありませんか。

○政府委員(依田智治君)　それものなかなか直ちに日本に対する攻撃と判断できるかどうか、非常に難しい問題があるかと思ひます。ただ、全く一般論として述べます場合に、例えば特定の国によりまして我が国に対する組織的、計画的なと認められるようなそういう攻撃があつたと、こう判断できるような場合には、これは七十六条の問題ということになつてくるかと思ひますが、現在先生が御指摘の事態がそういうものに当たるかどうかということは、ここで判断することはなかなか難

しい問題じゃないかと思ひます。

○飯田忠雄君　今、私これお尋ねしておるのは、シーレン防衛という言葉の限界の問題として確かめるためにお尋ねしておるんですよ。

それで、ペルシャ灣におけるタンカー攻撃、これは明らかに日本船舶に対して行つたと。日本の国旗に対して行つた、これは、これは、現在は政策上これに対して相手の国の不法行為を免除して黙つておると、こういうことなのか。あるいは、実はそうでなくて、腹が立つてやつつけたいけれども力がないからやらずにおるのか。それとも、そのほかの理由なのか。そういう点はいかがですか。

○政府委員(依田智治君) この点につきましては、いづれにしても、総理も答えておりますように、我が国としては、現在、そういうところに自衛隊等を派遣する考えはないということをお答えしておるわけでございまして、それが具体的にどのような理由であるかというのは、私も実は伺って

おりません。そういうことで、現在申し上げられることは、現在そういう派遣する考えはないとい

うことではないかと思ひます。

○飯田忠雄君　それでは、次にお尋ねしますが、ある正規軍からその国の統制を離れて勝手な行動をとる軍艦なり航空機なりは、これは正規の軍隊から離れたものですから、当然それが違法行為をやれば海賊行為、空賊行為とするのがこれは法律の条文上の考え方でございますが、これについて政府はそういうことは考えないんだという御見解

なにかどうですか。

○政府委員(斉藤邦彦君) お尋ねのようなケースは、具体的な例に即して考えまさんと、非常にいろいろなケースがございますので一概にお答えするのは難しいわけでございますけれども、正規軍でない一部の人間が他国を攻撃した場合、そのものもとの国がどのような責任をとるかという点に關しましては、正規軍による攻撃に關しましてはその国の正統政府が一〇〇%責任を負うべきであるのに反しまして、正規軍でない場合にはもちろ

ん同じような限度での責任はないわけでございます。しかしながら、相当の注意義務というのにどのぐらい違反しているかというようなことも考慮しないとけないと思いますし、それからその海

賊行為かどうかという点に關しても、海賊行為というのは、これは飯田委員の御専門の分野でまことに恐縮でございますけれども、海賊行為の定義といたしまして、これは私的目的のためという限定がついておりますので、この正規軍でないグループの行動というのが私的目的のためのものかどうかというような点も判断した上でないと、なかなかただいま御質問の点にはお答えしかねると考えられます。

○飯田忠雄君 目的が私的であるか公的であるかということ、国家を中心として言うことではありませんか。国家目的の場合は、もちろんこれは公的だと言えますね。国家目的から離れて個人としてだけの目的でやった場合、これが私的的目的でしょう。すべて国家を中心としているわけです。

国家から離れた無関係、国家を一切考えない状態で私的公的ということが一体あり得るかという問

題です。私はないという見解をとりますが、あるとお考えですか。

○政府委員(斉藤邦彦君) いろんなケースが想定されますので、一概にそういうことはあり得ないということは断定できないかと存じます。ただ、ただいまの御指摘のとおり、通常の場合においてなかなかそういうことは考えにくいであろうということとは、私も同感でございます。

○飯田忠雄君 私的公的の區別は、それじや何を
もつてするんですか。よく靖国神社へ公的参拝を
したとか私的参拝をしたとおしやるでしよう。
あの私的公的というのは、何をもつて私的公的と
言うか。

○政府委員(斉藤邦彦君) その辺になりますと私
の答弁する資格を超えてしまふわけでございます
けれども、例えば公海条約で言っております私的
目的というのは、これは国家の目的ないし政府の
目的というのに対しまして少数の人間の例えば財

産上の目的とか、そういう私的利益を旨にして行うという趣旨において、私的という言葉が使われているんだらうと考えます。

○飯田忠雄君　そうしますと、海賊行為、空賊行

為というものは結局私的な行為なんです。国家としての行為ではない。だから、軍隊の場合でも、国の正規軍の場合は海賊行為と言わないし、空賊行為とは言わない。そのかわり、そういう違法行為を行った国家に対して責任を追及するでしょう。ところが、海賊行為とか空賊行為という場合は、国家に対する責任はないのであるから、これは人類の敵としてどの国でもその船舶なり航空機を撃ち落としてあるいは沈めても構わない、あ

るいは拿捕して奪ひ取つても構わない、こういうような規定に読めるようなのが公海に関する条約に書いてありますが、いかがですか。

○政府委員(斉藤邦彦君)　ただいま御指摘の点は全くそのとおりでございまして、海賊行為は人類一般に対する行為として、どの国が取り締まつて

もいいという趣旨の規定が公海条約にあるわけですから。

○飯田忠雄君　そうでありますならば、シーレーン防衛というものは海上交通の安全の問題だと先ほどおっしゃいましたが、海上交通の安全ということは航路の安全でしょう。船舶が通る航路の安全なんだ。船舶が通る航路の安全を抜いて海上交通の安全なんというものはあり得ないと私は考えるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(西廣整輝君)　たびたび私並びに官房長がお答え申し上げておりますように、シーレーン防衛と私どもが申しておりますのは、我が国に対する直接侵略が発生をしておる、そしてそれに対して我が国が個別的自衛権の範囲で実行する、そういう行動の中における海上交通の安全の確保というものを申し上げておまして、そういう事態でない、まだ我が国に対する直接侵略事態が生じていない、あるいは我が国に自衛権の発動である防衛出動命令が、自衛権が発動されていない、そういう状況下におきます海上交通の保護はその範疇でないということをおっしゃるわけであらうでございます。これはシーレーン防衛という言葉からそのまますでに出てくることではなくて、私どもが申し上げておるシーレーン防衛はこういうこととでございます。このことを政府の統一見解として申し上げ、かつそういうお互いの認識のもとに御議論申し上げておるという点を先ほど来御説明申し上げておるわけでありませう。

○飯田忠雄君　それでは、この問題も議論してもしょうがないから先に延ばしまして、旗国主義との関係で少し考えていきたいと思います。公海上におきまして我が国の国籍の船舶、これの安全確保というのはどの官庁がどのような方法で現実実施しておるのでしょうか。

○説明員(邊見正和君)　通常の状態におきます海上における安全確保につきましては海上保安庁本来の任務でございます。海上保安庁が担当しております。

○飯田忠雄君　現在、實際上ベルシヤ湾で起こっております事態、これは公海上における正規軍による

攻撃でございますが、こういうものを排除する義務を負うのはこの官庁でしょうか、日本政府の場合。

○政府委員(齊藤邦彦君)　ベルシヤ湾において起こっております我が国船舶に対する攻撃、これは事実関係が非常にわからないところがございます。まずどの国が攻撃しているかということが不明でございます。それから、たゞいま飯田委員は正規軍による攻撃と言われましたけれども、実はこの点も確定し得ない状況でございます。したがって、このような事実関係を特定いたしませんと、たゞいまの御質問にはなかなか答えにくい次第でございます。

○飯田忠雄君　それでは、正規軍じゃなくてもいいんですが、ベルシヤ湾でどこかの航空機によつて日本国籍のタンカーが、日本国籍のタンカーですということの名のつておるにもかかわらず攻撃を受ける、こういうような事態に対してその日本国籍の船舶を保護しなければならぬはずですが、その保護をする義務を負うのはどの国の官庁であるか、こういう質問です。日本ならどこがそれをやるのか、あるいはアメリカがやるのならアメリカはどういう根拠に基づいてそれを保護してくれるのか、そういう点の質問でございます。

○政府委員(齊藤邦彦君)　たゞいまの御質問は旗国主義との関連でのお尋ねかと存じますので、私からお答えいたしますけれども、国際法上の一般論といたしましては、公海上におきましてある国の船舶が攻撃を受けた場合、原則としてその旗国、したがっていまの御指摘のケースであれば我が国でございますけれども、その旗国が個別的な自衛権の行使として攻撃を排除し得る立場に立つという関係にございます。我が国の場合とこの官庁が責任を負うかという点に關しましては、私の方からはちよつとお答えする立場にございません。

(委員長退席、理事岩本政光君着席)
○飯田忠雄君　この問題は実は未解決のまま現在

放置されておる問題であります。こういう問題について未解決でなくて何らかの保護対策を講ずることが必要ではないか。これは現在船主協会が大変心配いたしまして、もうベルシヤ湾に船を送るのはやめようじゃないかということをおっしゃる。こういうことが新聞に載っております。そういうような事態を生じておるにもかかわらず放置するということは、これは我が国の政府としては怠慢ではないかと思われまふ。それは外務省の仕事か防衛庁の仕事か海上保安庁の仕事かわかりませんが、その点はどうでございますか。

○説明員(邊見正和君)　ベルシヤ湾海域におきまして我が国船舶の攻撃等に対しましては、海上保安庁の航行安全の確保の業務の一環といたしまして、情報の提供という形で現在対応をしております。ベルシヤ湾内においてどういう船舶がいつどういう海域において攻撃を受けたかというようなことを、海上保安庁の無線通信を通じて、通航船舶に情報として提供しているというような対応をしております。

○飯田忠雄君　シーレーン防衛につきましてどうも明確でないのもう少し御質問申し上げます。先ほどからシーレーン防衛を戦争と絡めて防衛庁はお考えになつておる。したがって、その戦争の意義を質問いたします。

○政府委員(西廣整輝君)　先ほど来お答え申し上げておりますように、自衛隊、防衛庁の基本的な任務というのは我が国の平和と安全を守る、直接侵略に對して我が国の平和と安全を守るといふことにあります。

○飯田忠雄君　それでは、現在行われておるイランとイラクの間の武力の行使、これは戦争と言つちやいかぬとおっしゃるならまあそういうことですが、あれは一体戦争でないのか戦争なのか、イランとイラクがお互いにやり合つておる。もしあれが戦争でないなら、なぜ戦争でないのか、その御説明をお願いいたします。

○政府委員(齊藤邦彦君)　たゞいまの御質問は、戦争という言葉の定義いかによるものだろうと考へられます。今世紀に入りまして、いわゆる伝統的な国際法のもとにおきます戦争が違法化されるようになってまいりまして、国連憲章のもとにおきましては武力行使が原則的に禁止されるようになっております。このような現状におきましては、伝統的な意味での戦争というものは既に認められなくなつております。したがって、現在のイラン・イラク紛争が国際法上の伝統的な意味での戦争に当たるかどうかという御質問だといふことになります。これは当たるとは言えないということになるかと思ひます。他方、事実の問題といたしまして、このイラン、イラク間の紛争というのが国際的に非常に大規模な武力紛争であるという点に着目いたしまして、この現象を戦争と言ふことも、一般的と申しますか、政治的な意味でならばこれは可能であるかと存じます。

○飯田忠雄君　イランとイラクの間の関係

が、その自衛権の行使の一態様として海上交通の保護という活動、行動も行われるということをおっしゃる。先ほど申し上げておるわけでありまして、平時における任務ということになりますと、それは通常の場合自衛隊の任務ではございせんし、また現在ある国の、あるいは国がどうかかわりませんが、あるところから不正な侵害が行われておる。そして、それによつて直ちに自衛隊がそれに対応するものではございせんので、それらについては我々としては、防衛庁が言つておる。この海上交通の安全確保ということとは別のまた問題であるというふうな理解しておるわけでございます。

○飯田忠雄君　それでは、現在行われておるイランとイラクの間の武力の行使、これは戦争と言つちやいかぬとおっしゃるならまあそういうことですが、あれは一体戦争でないのか戦争なのか、イランとイラクがお互いにやり合つておる。もしあれが戦争でないなら、なぜ戦争でないのか、その御説明をお願いいたします。

○政府委員(齊藤邦彦君)　たゞいまの御質問は、戦争という言葉の定義いかによるものだろうと考へられます。今世紀に入りまして、いわゆる伝統的な国際法のもとにおきます戦争が違法化されるようになってまいりまして、国連憲章のもとにおきましては武力行使が原則的に禁止されるようになっております。このような現状におきましては、伝統的な意味での戦争というものは既に認められなくなつております。したがって、現在のイラン・イラク紛争が国際法上の伝統的な意味での戦争に当たるかどうかという御質問だといふことになります。これは当たるとは言えないということになるかと思ひます。他方、事実の問題といたしまして、このイラン、イラク間の紛争というのが国際的に非常に大規模な武力紛争であるという点に着目いたしまして、この現象を戦争と言ふことも、一般的と申しますか、政治的な意味でならばこれは可能であるかと存じます。

○飯田忠雄君　イランとイラクの間の関係

が我が国の周辺に生じた場合に、我が国はそれを戦争と認めてシーレーン防衛をなさるのかなさらないのか、この点はどうですか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど来申し上げているように、私もがシーレーン防衛と申し上げておるの、我が国に対して急迫不正の侵害が行われておる、組織的な武力攻撃が行われておる、つまり我が国に対する直接侵略事態が生じておる、他に手段がない場合の自衛措置として自衛隊が行動する場合のみを申し上げておる。第三国間でその種武力紛争が起きたからといって、直ちにシーレーン防衛と我々が言っております自衛権の行使としての自衛隊の行動というのは起り得ないということになります。

○飯田忠雄君 それじゃ、この問題は今のうちにして次に進みます。

今度は、機雷の除去の問題とシーレーン防衛との関係についてお尋ねをいたします。

九月二日の読売新聞ですが、総理大臣と外務大臣の御発言のことが書いてございまして、それによりまして「海上自衛隊が、舞鶴沖の公海で、機雷を除去するが、それをベルシヤ湾の公海で行っても、法的に違いがあるとは思わない。日本の船舶を守るためであり、武力行使、海外派兵には当たらない」、こういうふうな御答弁がございまして、八月二十七日の衆議院内閣委員会での総理の答弁でございまして、同じような答弁が外務大臣からもあったということが新聞に載っております。

そこで、お尋ねをいたしますが、舞鶴の湾外に浮いておる浮遊機雷です、ぶかぶか浮いている浮遊機雷、これを除去するということは、明らかにこれは海上交通の安全を保護するための邪魔物を取り去る平時の行動でございまして、ですから、これを行うことがいわゆる武力行使とは私も考えないし、あれは武力行使じゃない。だれがやってもいい問題でね。しかし、ベルシヤ湾における公海上で機雷を除去することになりまして、これは違うのではないかと私は考えます。ベルシヤ湾では現に、外務省のお方は戦争でない

とおっしゃったけれども、事実上の戦争が行われている。そして、事実上戦争をやっておる一方の国が機雷を敷設した。その機雷を日本から行って取り除くというたようなことをやれば、これは明らかに兵力の行使ということになる。つまり、戦争行為として相手が行ったことに対して邪魔する

ことですから、これは舞鶴湾外の公海でやる浮遊機雷の取りのけとはおおよそ違うのではないかと。これは敷設してある機雷を掃海艇を持って引いておる作業でございまして、浮いておる機雷をとる問題ではない。これは明らかに違いますが、これが同じようなものだという御答弁がございまして、どうして同じことになるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(依田智治君) 機雷の除去につきましては、舞鶴沖の關係はこれは平時でも自衛隊法九十九条に「海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする」ということで、私も海上警備行動の中の特種なものであるとして法律上認められておるということ、これに基づいてやっておるわけでございまして。

今お尋ねの、中曽根総理がベルシヤ湾について発言ということでございまして、私が中曽根総理の真意を答える立場でもないかと思うんですが、ちようど内閣委員会の際にもちよつと同様の、同趣旨に近い発言がありましたので、私の方で理解しておるところをお答えさせていただきます。

と、一般的には九十九条によりまして私どもは海上における機雷等の除去及び処理というものは海上自衛隊の任務として考えております。これは舞鶴沖等にあるような場合は九十九条に基づきましてやると。これは外務省の方がお答えするのによろしいかと思うんですが、例えば公海上に遺棄されたような機雷のように、どの国からいかなる権利の主張も行われることのないというような機雷につきましては、これを航行の安全を確保するというために除去する行為は、国際法上武力の行使に当たらないというように解釈されておるわ

けでございまして、そういうような点を総理は以上の趣旨を踏まえて答弁があつたんじゃないかというように理解しておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 外務省の方の御見解はどうですか。

○政府委員(斎藤邦彦君) ただいま防衛庁の方から御答弁があつたのと同様でございまして。

○飯田忠雄君 これは実は会議録がまだ出ておらぬので見る事ができませんが、少なくとも新聞が責任を持って書いておると思うのです。かきで括弧して書いておられますので、読売新聞がうそを言っておるという御主張なら、これはまた別問題ですよ。一応うそは言わないといふことであれば、そこに書いてあるのは「法的に違いがある」とは思わない。」「こうおっしゃっておるんですよ。事実を無視した法的な解釈というのはあり得ない。事実の基礎の上に立つた法的問題は考えな

きやいかぬでしよう。舞鶴の湾外の公海での掃海というの、敷設されたのが浮き上がつてきてぶかぶか海上で浮いておるという機雷であつて、それは邪魔だから取り去るというわけで、これは武力行使じゃないんです。サルベージに頼んだつていいんだし、海上保安庁がつたつていいんだし、あるいは海上自衛隊がとつても、それは武力行使としてやつたのではない。

ところが、ベルシヤ湾まで出ていってやるといふことになると、ベルシヤ湾の機雷はあれは敷設した機雷なんです、そうでしょう。敷設した機雷とぶかぶか浮いておる浮遊機雷とは違ふ。敷設機雷というのは軍が戦争用の目的で敷設した、その戦争目的に対して反抗することになりますから

ね、我が国が出ていって、だから、戦闘ですとか戦争なんです。相手が戦争のためにやつたことに對してこちらは刃向かうんですから。国際法上の戦争とは言えませんが、宣戦布告してないんだから。しかし、戦闘行為だ。戦闘行為になるのではないか、そういうことをやれば、それを私がお尋ねしたんですよ。ところが、それは武力

行使ではない、海外派兵には当たらない、こうおっしゃっておるから、総理が。私は海外派兵ではないかと思うんですよ。そういう敷設した、ベルシヤならベルシヤね、これはどこかわかりませんよ、そこへ出ていってそれを取り除くんですから、あれは明らかに兵力の行使である。兵力の行使をわざわざそこまで自衛隊を派遣してやるといふことであれば海外派兵だと思われませんが、この点について防衛庁及び外務省の御見解を伺います。

○政府委員(依田智治君) 私どもとしては、先ほど答弁いたしましたように、この機雷除去という場合に自衛隊法九十九条に基づきまして機雷除去するというのは、舞鶴沖にあるような遺棄されたような機雷、こういうものがベルシヤ湾上に浮かんでおつても、これは武力行使には当たらないというふうな意味で理解しております。

常識的に見ましても、例えば戦争当事国が武力攻撃の一環として意識的に自国または相手国に敷設したというふうな機雷を取り除くということとは、やはり相手の武力行使に対するこちらの武力行使と考えられる場合が非常にあるわけでございまして、これはそういう常識的に判断できることまでも超えて総理がお答えしている私どもは実は考えておりませんで、やはり舞鶴沖の浮遊機雷等がベルシヤ湾等にあつたような場合には、法理論的には同一に考えられる。したがって、そういう機雷を除去するときは武力行使には当たらない。現実の状況下においては戦争が当事国、イラン、イラクで行われるところに、意識的か流れてきたかはつきりわからない機雷を取り除くということ

は明白に武力行使に当たらないというまで、私どもは総理が明言したとは実は理解しておりません。そんなことで、防衛庁側としましては、九十九条の機雷除去、これと同じような状況下における公海上の機雷除去は武力行使には当たらない、このように解釈しておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 日本の船舶を守るためであるなら武力行使、海外派兵には当たらない、こう言つて

おられるんですよ。つまり、日本船舶を守るためなんだから、ペルシャ湾に出して機雷を取るといふことは、だから、それは海外派兵に当たらない、こういう御見解なんです、新聞によると。しかし、そういう御見解は少し間違っているんじゃないかと私は考えるんです。明らかにこれは武力行使である。また、海外派兵に当たる。ペルシャ湾で現在戦闘行為があるところへ行って、戦闘行為をやっておる当事者が敷設した機雷を取り除く行為ですから、これは明らかに武力行使であり海外派兵に当たると理解すべきである。

ただ、私は総理が言い間違えたというならいいですよ。こういうことは人間というのはいずれもせぬことを言い間違えることがありますからね。だから、総理が実は考えてないのだから、それはそれで弁明されてもいいですよ。ところが、これは内閣委員会です。これは、これを認めますとそういうことをおやりになる可能性があるから、だから申し上げるので、これは明確に、そういう現在のペルシャ湾の状態における機雷除去に海上自衛隊を派遣するということは許されない、海外派兵になつて憲法違反になる、そういう見解をおとりになるようにしていただかぬと困りますが、どうですか。

○政府委員(依田智治君) 政府としては、イラン・イラク紛争の続いておりますペルシャ湾に自衛隊を派遣する考えはないというところは、再々明言されておるところでございます。その点は私の方も確信しておるわけでございます。

なお、総理の見解につきましては、私の方であれですけれども、また締めくくり等早くやつていただきます、その際に総理に御質問いただくようによろしくお願いしたいと思います。

○政府委員(斎藤邦彦君) 先ほどお尋ねの機雷の除去に関する法律的な考え方につきましては、外務省の考え方は先ほど防衛庁の方から御答弁がありましたのと全く同様でございます。一般論とい

たしまして、公海上における機雷の除去が武力の行使に当たるか否かというところは、それがいかなる具体的な状況のもとでいかなる態様で行われるかにより判断されるべきものでございまして、一概に言うことは国際法上非常に難しいと考えられます。

○飯田忠雄君 この問題は今回はこのぐらいいしておきます、もう切りがない。私は非常に不満です、政府の御答弁はね。不満だけれどもしょうがないから。

それで、次は洋上防空について私はお尋ねしたい。まず、洋上防空という言葉の定義がどうも明確でないんです。それでまずお尋ねするわけですが、これは海上防空とか海上警備とかいう言葉とどういう点が違うのでしょうか、お尋ねします。

○政府委員(西廣整輝君) 洋上防空という言葉は最近使われ出しておりますので、まだ特段定義というのをいたしておりませんが、私どもは単に洋上における防空というような意味で使っております。

○飯田忠雄君 そうしますと、この場合の洋上防空の洋上という範囲はどの範囲になるのでしょうか、日本の領土から見て。

○政府委員(西廣整輝君) 洋上といいますが、私ども防空という任務から考えますと、まず防空にございましては本土、我が領土の防空ということでございまして、したがって、その領土の防空に必要な範囲といふことが一つございまして、もう一つは、洋上にあります船舶の防空という意味で、船舶防空に必要な洋上の範囲といふのがございまして、なお、その船舶の安全確保につきましては、かねがね申し上げておりますように、防衛力整備の対象といたしましては我が国周辺数百マイル、航路帯を設ける場合には一千マイルの範囲を航行しておる船舶の安全確保ということをお願いしておるわけでありまして。

○飯田忠雄君 ただいまの御見解は、これは政府でそういうふうな考えられたことなのか、あるいは何らかの法的根拠があつての問題なのか、そういう

う点はいかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) 洋上防空という言葉は法的にいいますと、法律の中で用いたりというようなことはいたしておりません。なお、洋上防空という言葉が公式の文書として載っておりますのは、現在実施されつつあります中期防衛力整備五カ年計画の閣議決定文の中に、洋上防空について検討するとか、そういった形で洋上防空という言葉が使われておるわけでありまして。

○飯田忠雄君 洋上防空を自衛隊が実行なさるといふことは、もしそれが何らかの法的根拠に基づいておやりになるといふのであれば、これはだれも疑念を持たないでしょう。ところが、洋上防空という言葉は法律上どこにも出てこないというところになりますと、やはりこれに対して疑いを持つ人がなきにしもあらず、こう私は思います。

(理事岩本政光君退席、委員長着席)
そこで、洋上防空といふのは自衛隊法ではどういふ言葉から変わつてきた言葉なのか。何かもとに自衛隊法に何か言葉があつてそれを言いかえておる、洋上防空という言葉に、それはどういふことですか。

○政府委員(西廣整輝君) 自衛隊法のまず「自衛隊の任務」といふのがございまして。これは、御承知のように、正確に読みますと、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを中心たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。」と。ここで我々考えておりますのは、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略に対し我が国を防衛することを中心たる任務としております自衛隊としましては、かねがね申し上げておりますとおり、国土、国民を守るための防衛のために防空という任務が必要でございまして、かつまた、国民の生存を確保するための物資を輸送するための船舶の安全を図ること、あるいは防衛行動が既に行われておる際に継続能力を維持するための輸送を行う船舶の安全を図ることとまた必要である、そのための防

空というものは必要な機能であるというふうな考えております。洋上防空は、その防空機能の一部であるというように理解をいたしておるわけでありまして。

○飯田忠雄君 それは三条だというお話ですが、この三条というのは一般的な基礎になる任務の範囲を決めておるわけですね。そして、それに基づいていろいろの権限行使ができる規定があるわけですよ。例えば防衛行動という規定もできておるし、海上警備行動という規定もできておりますし、いろいろの規定が任務規定を根拠にしてつくられておりますね。ですから、そういう点からいいますと、やはり洋上防空という任務を行う規定が当然つくられなければならない。ところが、そういう規定はつくらないでいらっしゃるわけですね。

今度の防衛二法の改正を見ましても、そういうことはちつとも載つてないんです。人員の問題しか載つてない。そういうことになると、これは自衛隊法といふものをまじめに取り上げて議論をされておるのかどうかというところが疑わしくなりました。そういう点はどうですか。この任務の上、実際に権限行使をできる洋上防空をするための根拠法、そういうものが今ないのだが、これは法的根拠がないままに今後とも実行されるのか。それとも、法的根拠を設けておやりになるのか。そういう点はどうですか。

○政府委員(西廣整輝君) 我が国に対する侵害への対応といふことは千差万別でありまして、その種直接侵略事態に自衛隊の範囲で対応するという任務を自衛隊に与えておまして、その際の個々具体的な対応といふものはとも千差万別で記しがないといふことで、それは基本的な任務として与えており、かつ防衛庁設置法の方においても防衛庁の任務なり権限の中に同様に与えられておるものと我々は考えております。先生のおっしゃつた、例えば海上における警備行動なり領空侵犯措置等における任務といふのは、そういう自衛隊に与える任務として一つの事態といふもの、状況

というものを想定した付加的な任務として個別に記せられておるものというふうに私は理解をいたしております。

○飯田忠雄君 この問題は論ずべき点が大変多いのですが、実は私に割り当ての時間がなくなってきましたので、この問題はこれだけにしておきましょう。

それで、次は、これは防衛庁と運輸省にお尋ねするわけですが、航空法という法律がございます。航空法という法律は、どの程度防衛庁の航空機に適用になるのかという問題でございまして、これは一般的に適用になるのか、あるいは例外的に適用になるのか、その点はいかがですか。これは、運輸省の航空局からおいでですか。

○説明員(加藤晋君) お答えいたします。

航空法の一部を除きまして、自衛隊に対して航空法は適用されます。

○飯田忠雄君 もう少しはつきり言うてくださいますか。

○説明員(加藤晋君) 航空法の中で、自衛隊法におきまして適用除外をされておりますもの以外については自衛隊に適用はされます、航空法につきましては。

○飯田忠雄君 それでは、先ほどから問題になっておる洋上防空ですね、洋上防空というのはこれは航空機が走ることでしょう。航空機が大体なかつたらどうにもならぬことですかね。それは洋上防空をする航空機というものは運輸大臣の監督は一切排除されるのか、それとも運輸大臣の監督を受けるのか、その点はどうですか。

○説明員(加藤晋君) 突然の御質問なものですから、私ちょっとたまたま適切な答えを持ち合わせておりません。御勘弁をお願いしたいと思います。

○飯田忠雄君 実は、どうしてこういうことをお尋ねをするかといいますと、ニアミスが起こっておりますね。ニアミスの問題の法的根拠をお尋ねするために問題にしているんです。

それで、まあ洋上防空が制度として実施される

ということでありまして、当然訓練が必要になりますね、訓練。制度として洋上防空というものがあつたとして、訓練としてそんなものは認めないというのなら、訓練もありません。それで、制度としてどうも設けるような、設けたいといったようなお考えが防衛庁の方でおありのようにつきやうな実は聞いていますととれますので、そうなりますとやっぱり訓練というところが出てくる。

それで、航空自衛隊が訓練を行います場合に、その航空自衛隊の航空機を統制管制する法規というものは、これは航空法なにかあるいは自衛隊法なのか、自衛隊法ならば自衛隊法の第何条なのか、航空法ならば航空法の第何条なのか、そういう点はどうなっておりますか。

○説明員(大竹勇二君) お答えいたします。

先生の御質問は航空管制に関するものと承っておりますが、航空管制は運輸大臣が一元的に行っております。航空法百三十七条の3によりまして一部を防衛庁長官に委任しておりますのでございまして、百三十七条の四項によりましてこれを統制いたしております。

○飯田忠雄君 航空自衛隊の航空機の運用あるいはその統制については、運輸大臣は防衛庁長官に任務を委任しておると、こう今おっしゃったんですか。その点どうですか。

○説明員(大竹勇二君) これは先生も御案内のように、航空機の飛行方式には二つございます。一つは計器飛行方式と、もう一つは有視界飛行方式でございまして、計器飛行方式におきましては、管制機関の管制を常時受けて飛行してある航法でございまして、これ以外の飛行方式を有視界飛行方式と申しておるわけでございまして、高知沖の件に関しましては、防衛庁機は有視界飛行方式でございまして、片一方の全日空機は管制官に常時管制指示を受けて飛んでおる計器飛行方式でございました。

○飯田忠雄君 それでは、まあそういうことにおきまして、問題はニアミスが発生する、これを防止するための法制はあるのかないのか、な

ければ設ける必要があるのではないかとということなんです、どのような御見解でしょうか。

○説明員(大竹勇二君) 私の現在の立場では非常に難しい問題でございまして、ちょっとお答えいたしかねます。

○飯田忠雄君 これは大変な問題でしよう、現在。新聞にも時々載りますね、衝突問題。それから、大変危険な状態まで近寄ってくる問題がございまして、こういう問題は法的な制限なしに行われるということになると、いつ危険が発生するかわからない。当然、航空の安全ということとは運輸大臣の責任ですが、運輸大臣は自己の責任を防衛庁長官におつかおせて逃げてしまつたということでは困るではありませんか。どうですか。

○説明員(大竹勇二君) これもまた非常にお答えしにくい問題でございまして、そういうことにはなつておらないのではないかと思っております。

○飯田忠雄君 それでは、時々起こるあの事態ね、ニアミスという事態はどうしてあつたということになるとお考えですか。

○説明員(大竹勇二君) これは管制官の管制指示の誤りとか、あるいはパイロットが見張り義務を十分に行つていなかった、いろいろな諸条件が考えられますので、一概にニアミスの原因につきましましてはニアミスという言葉は私今申し上げまはざいけません、異常接近という言葉をございしますが、異常接近はいろいろな条件によつて発生いたしますので、一概には言えないところでござい

○飯田忠雄君 この問題はやっぱり運輸大臣に来てもらわねばいかぬ。あなたでは答弁できぬ、これは、責任ある答弁は。少なくとも政府委員じゃないと答弁できないでしよう。だから、きょうはもう時間がないから、おいでくださいと言つても無理だから、きょうはこれ以上追及しません、これは大変重要な問題を含むわけです。立法まで考えなきゃならぬ重要な問題を含むので、きょうは残念ながら、あなたは責任者じゃないからもう

質問できない。やめなす。

それでは、次はシビリアンコントロールの保障機構について質問をいたしたいんですが、今日はよくシビリアンコントロールという言葉を使われまふけれども、それは本当にできるのかどうかというところが問題なんです。口ではシビリアンコントロールと言いますが、できるかどうか問題なのでお尋ねをいたしますが、現在、形式的な保障とか実質的な保障はどうなっておりますか。

○政府委員(佐々淳行君) お答えいたします。

シビリアンコントロールという定義でございまして、これは政治が軍事を統制するという意味で民主主義国家の基本理念だろつと思つて、どういふ形式的な保障機構があるかとお尋ねでございまして、一番強力にして重要なシビリアンコントロールの機関は国会であろつかと存じます。この国会が予算あるいは法律その他を審議し、決定をしていただく。次は、大きな機構をいたしましては、内閣全体であろつかと存じます。御承知のように、内閣総理大臣が政府を代表いたしまして自衛隊の最高司令官であり、この下には文民であるところの防衛庁長官、これを支える同じく文民であるところの内務の参事官会議等がございまして、昨年の七月一日発足いたしました安全保障会議は、国防会議にかわりました、現在、総理大臣の諮問機関といたしましてこのシビリアンコントロールの機能を果たしておるところでござい

○飯田忠雄君 時間が参りましたのでこれでやめますが、実はきょうの質問は非常に重要なことでございまして、また後刻機会がありましたら質問させていただきます。きょうはこれでやめます。

○吉川春子君 前回の委員会の際に途中で時間切れになつてしまつた沖繩、勝連の海洋観測所について、引き続きお伺いいたします。

国会議員の視察を断るほど重大な秘密があるんだということでしたけれども、衆議院の内閣委員会での西廣局長の答弁によれば、SOSUSも日

本にはないということです。加えて、照合すべき音紋あるいはノイズを分析する手段などないとするれば、一体そのほかどんな重要な機密事項があるのか、国会議員を入れられないほどの機密事項があるのか、お伺いします。

○政府委員(西廣整輝君) 沖縄にありますが海洋観測所、これは北半球島にもございますが、先生の御質問は、潜水艦の音等をとるといようなお話、SOSUSの話が出ましたけれども、私も申し上げておきますのは、これは海洋環境の調査をするところでありまして、これを申し上げておるわけでありまして、したがって、まずそういう目的が違ふということを御理解いただきたいと思ひます。

それから、もう一点申し上げたいのは、我が方といたしましては、もろもろの海洋調査その他のいわゆる我が方の情報収集の問題につきまして、それがどの程度までできたのかということについては、潜水艦の運用あるいは対潜水艦戦をやる、そういった際に非常に重要な要素になりますので、そういった内容にかかわる問題であるので御容赦をいただきたいということを申し上げておるわけでありまして。

○吉川春子君 今、シビリアンコントロールの定義も伺いましたけれども、国会議員が自衛隊の施設の中に立入調査ができないとすれば、シビリアンコントロールという点からはどうなるんでしょうか。前回の御答弁では、収集した情報は横須賀の海洋業務群から米軍へも送られるとのことですが、建物の中に国会議員さえも入れられない重大な場所である機密情報を、米軍へはコンスタントに提供するということがおかしいと思ひます。

同時に、海洋観測所には、先日の答弁ではやはり明らかにいたしましたけれども、米軍艦が立ち入りしています。アメリカの民間人でさえ常時立ち入りできるのに、日本の国会議員を立ち入らせない。この法的根拠をお伺いしたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君) どの施設を公開する

か、あるいはどの施設に議員の先生方を御案内するかということにつきましては、やはりその施設なり部隊の性格上、従来から情報部隊その他については直接の御見学等は御遠慮いただきたいということ、お願いをいたしております。

○吉川春子君 アメリカの民間人が入れるのに国会議員は入れない、その根拠はどこなんですか。○政府委員(西廣整輝君) アメリカの民間人が入っておりますのは、その施設の中に置かれておる器材、これが米側から提供を受けている器材あるいは米側から購入した器材が置いてありますので、その整備なり運用、チェック等のために彼らが必要とするので来てもらつておるといふことでございます。

○吉川春子君 私たちは、秘密に属する部分についての資料の説明とか、そういうのを拒否されたわけじゃないんです。とにかく建物の門をくぐることも自体拒否されたわけなんです。だから、きつと私たちが中に入ればもう重大な機密がたちどころに見えちゃうんで、あの中に入れば、だから入れないと言つたんだと思ひます。しかし、アメリカの民間人は立ち入りしている。保守点検に来ていられるということですけども、それだけでは敷地の中にも入れないという理由の説明にはならないと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) 海洋関係にとどまらず、各種の情報部隊あるいは調査部隊等については、それぞれの部隊が非常に小規模でございますし、それぞれの業務をしている担当者等の階級も低い者が多いわけでありまして、そういったところに外部の方にお入りいただいて、個々の器材なりいろいろな御質問に対して、どこまでが秘密の部分でありどこが言えないかという判断をその現地にゆだねる状況にない。そういったこともございまして、私もしましては、情報機関その他については見学を御遠慮いただいております。うのが実情であります。

○吉川春子君 米国のシビリアンに対して、どこ

がこれはお給料を払っているんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 私が答えられるかどうかはわかりませんが、アメリカの軍属と聞いておりますから、米政府が払つておるのではないかと考えております。

○吉川春子君 自衛隊の海洋観測所のいろいろな器械の点検、保守整備に來ているわけですね。その人の給料はアメリカが払っていると、こういうことですか。

○政府委員(西廣整輝君) 日本は払つております。

○吉川春子君 もう一つお伺いします。SOSUSが提供されてない、あるいは集めた情報を分析する能力も日本には十分でないというところでございますが、今度東芝のコム問題を契機に、アメリカと原潜探知についての協力を進めるといふことでございまして、そうすると、日本は米国にどういふ面で協力できるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 今、大きく分けまして三つあると思ひます。一つは、海洋なり音響等の調査したもののデータ交換というのがあります。我々としては、艦艇が訓練をするあるいは航空機が訓練をする、そういう際に当然のことながら各種の海洋調査も行いますし、音響調査も行つております。そういったデータを逐次蓄積しつづけております。そういったものについて米側と、向こう側からしるべき反対給付があれば、データ交換をするにやぶさかでないというように考えております。そういった海洋調査の面があらうかと思ひます。さらに言えば、そういった海洋調査なり音響調査のための各種技術ということがございます。これらの技術は直接的に何かの装置をつくるということもありませんが、それ以前より基礎的な技術についても、よりよいものをつくるためにどういふことがお互いに協力できるかといったことで、技術的な交流ということも可能であらうというように考えております。

第二番目は、音響の探知、搜索等についての問

題であります。これについては具体的にまだ方法を考へておりませんが、状況によつてはいろいろな調査のための手段を新たに持つて調査をする、あるいは現在の得られている情報をよりよく分析するための何らかの機能を強化する、そういったことも考へられるのではないかとこのうふに考へております。

三番目は、対潜訓練の問題でありまして、対潜訓練について日米がより協力して、対潜訓練のための練度を上げていくための各種の施策があらうというように考へております。

○吉川春子君 海洋観測所を硫黄島を初め各地につくつていく、こういう計画があるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 現在のところそのような計画はございません。

○吉川春子君 硫黄島についてもないんですね。

○政府委員(西廣整輝君) ありません。

○吉川春子君 もう一つ確認しておきたいのは、そうしますと、自衛隊の海洋観測所の機器の整備点検に來ているシビリアンにアメリカが給料を払つておるというところは、日本にサービスでそういうことをやってくれておるんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 日本がそういう装備を買つたことに対するアフターサービスと考へてもいいと思ひます。

○吉川春子君 東芝事件を契機にして、ソ連の原潜の探知能力の強化について日米の協力を進める、こういうようなことが行われようとしておりますけれども、潜水艦一般ではなくて、ソ連の潜水艦の探知というようなことは非常に重要だと思ひます。やはりこれはソ連を仮想敵国として見ることはないのであると思ひますし、私たちはこういうことはやめるべきだと思ひます。

そしてまた、シビリアンコントロールについて長官の御意見を伺いたいたすけれども、今の御答弁でも前の委員に対する御答弁でも、国会の果たす機能というのが非常に重要だといふふうにおつしやつておられますので、やはり国会議員に基地に立ち入りを認めないと、調査を認めない

と、こういうようなことについては私は好ましくないと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) シベリアンコントロールで国会が非常に重要だという答弁をしましたけれども、それはそのとおりなんです。ですから、最終的に予算とか法律を通す、そういう意味合いで国会が国民を代表して非常に重要である、これがシベリアンコントロールの最後のとりでである、こういう話なんです。個々の施設その他につきましては、一人一人の国会議員には、い、どこでもごらんください、そういうわけにはまいらない。お見せできないところもあるわけなんです。そういうことで、お見せできないところがあったからこれはシベリアンコントロールを外れると、国会議員を軽視する、そういうことに私はならぬと思います。

○吉川春子君 私たちは法案の審議あるいは予算の審議などのために自衛隊の施設等も視察するわけですから、そういう点で今度の国会議員の立ち入りも拒否したということは大変遺憾であるというふうには私は申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次は、防衛白書の問題について幾つかお伺いしたいと思うんですけども、ことしの防衛白書は去年までの白書に比べて幾つかの点で踏み出しています。「軍事力の意義」では、日本を軍事力を持たない国とは区別して、「軍事力の役割ないし機能は、究極的には力によって相手に対する要求を充足させる」ことにあると露骨にそのねらいを語った上で、「軍事力を備えることが、その地域の安定的均衡の維持、ひいては国際平和に貢献することとなる。」とまで言い切っています。憲法は怒っているんじゃないかと私は思います。前回の委員会では防衛庁長官は私の質問に対して、日本も世界的に見れば、軍事力と言えそうというものを持っているというふうにお答えになりました。この防衛白書は、この軍事力の増強をさらに必要だと、そういうことを説いて、洋上防空まで持ち出

して高価な装備をそろえるための際限もない軍事費の増大に根拠を与えようとしているものであります。なぜ軍拡をしなくてはならないのか。日本はどこから侵略されようとしているのか。直接にその国の名前を挙げてはいません。しかし、白書では、ソ連の軍事力の増強は日本に対する潜在的な脅威を増大させているとしています。これに対して、アメリカの軍事力はソ連軍とは対照的に抑制されたものであり、平和と安全のために努力を重ねているという記述が各所に見られるわけです。

ソ連は悪玉、アメリカは善玉と、こういうふうな決めつけているように私はこの白書を読んで感じました。

そこで、長官にお伺いしたいのは、アメリカの軍事力はよい軍事力、ソ連の軍事力は悪い軍事力と、こういうふうには私はこの白書から受け取れたんですけれども、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○政府委員(瀬木博基君) この点は、先回かその前の当委員会でも御質問がございました。私も、は、世界の軍事情勢ないし国際情勢というものを分析する際に、善玉悪玉論というのは一切とらないつもりでございます。善玉悪玉というふうな既定の観念に立つて国際情勢を分析するということは、むしろ判断を誤らせるんじゃないし鈍らせる、ということではないかと思えます。我々としては、できるだけ客観的に国際的な情勢を分析したというものが、この白書であると思っております。

○吉川春子君 予算委員会の中で中曽根総理の御答弁で、私たちが、自民党のパンフレットの中でソ連の核兵器は悪い核だと、アメリカの核兵器はよい核であるかのような表現があるという問題について質問をしたときに、総理は、よい核、悪い核という考えはとらないんだと、こういうふうにお答えになっておられるわけです。この防衛白書の軍事力の点についても、アメリカの軍事力はよい軍事力、ソ連の軍事力は悪い軍事力、こういうお考えは防衛庁長官もおとりにならないんじゃないかと思えますけれども、そういう認識でよろしい

わけでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今政府委員が言われたとおり、客観的な事実として記述をしている、そういうことです。

○吉川春子君 それでは、客観的な事実としてどのように記述されているのか、お伺いしていきたいと思えます。

この白書の中で、ソ連のチェコ、ハンガリー侵入そしてアフガニスタン侵入については、四カ所で記述しています。私が気がついたのが四カ所だから、もっと多いかもしれません。我が党は、ソ連のこういう行為に対しては、社会主義国としてあるまじき行為だということで、批判的な態度を明確にしています。しかし、一方、だからといってアメリカは常に平和の勢力と言えるのか。例えば、アメリカが自分の国から何千キロも離れたベトナムにああいう行為をしなされる。そしてまた、最近では、グレナダ、ニカラグア、ペルシヤ湾、こういうところのアメリカの軍事力の行使について、白書の中で一言も触れていない。これはどういう理由なんですか。客観的じゃないじゃないですか。

○政府委員(瀬木博基君) 米国、ソ連のそれぞれの軍事活動につきまして、これまでいろいろな機会に議論があったと思えます。ここで私も防衛庁としてこの点について一々の例について申し上げることは適当でない、防衛庁という機構からいたしましてそういうところの判断をここで下すものではないかと思えますが、我々としては、米国の行っておりまして活動、その基本にありますのは集団安全保障体制というのから発した行動であって、それぞれ国連憲章にのっとった行動であらうと存じております。他方、ソ連の行動につきましては、ただいま委員がおっしゃられたように、共産党を含めて、我が国においては非難が行われているというように存じております。

○吉川春子君 アフガニスタンに四回書くのもいいですけども、だからアメリカが現在いろいろなところでやっている——私はニカラグアにも実は行ってきたんですけども、本当にアメリカの行為に対しては腹が立つ思いをいたしました。そういう行為を、客観的に言うんだから、客観的に書くべきじゃないかと私は思うんです。

それで、八五年四月号の雑誌「世界」に、進藤榮一筑波大学助教授が論文を書いておられるわけなんですけれども、その中で、ソ連外交の特徴の一つとして軍事介入の相対的な小ささを挙げ、それはソ連の経済における原料資源の自給自足の高さで、戦略資源についても米国よりずっと自給率が高い、こういうことを挙げておられるわけなんです。そして、F・キャプランという人の資料を引きまして、一九四四年から七九年夏まで、ソ連の軍事力行使の百九十の事例のほとんどがソ連と陸続きの国であった、それからもう一つは、インドという人の資料を挙げて、例えば六七年から七六年の十年間の軍事介入を世界的にビックアップして、そして米国を中心とした西側諸国とソ連を中心とした社会主義諸国を比べています。アメリカ側は六十五件、累積年数にして二百五十七年、ソ連の方は六件、二十一年、十分の一にも満たない数なわけですね。これは日本の学者ではありませぬけれども、外国の学者の調査によっても、こういう数字が出てくるんです。だから、私は、この防衛白書に言うように、一方的にソ連がアメリカより侵略的な国なんだ、そういうような記述はよくないんじゃないか、客観的ではないんじゃないかと思っておりますけれども、それはいかがですか。

○政府委員(瀬木博基君) ソ連の行動、アメリカの行動について、いろいろな学者がいろいろな考え方を述べられておられる。それは、委員の御指摘になられた著述もあらうかと存じます。他方、アフガニスタンにおけるソ連の行動、これは七九年から行われて現在なお続いております。この七九年からの行動におきまして多数の国によってソ連のこの行動に対する非難が寄せられているわけでございます。これについては、国際世論としてその行

動に対する評価は定まっていますと考えます。したがって、現在行われているところの地域紛争というものが幾つか特徴的にあるわけでございませうけれども、その中の大きなものとしてアフガニスタンというのに対して注目するということは、我々政府としても一つの義務ではないかと存じます。

他方、ソ連が常にあらゆる機会をとらえて侵略的な行動をとるのかどうか、これはいろいろな見方があるかと思いますが、我々としては、ソ連の極東方面における軍備の拡張というか増強というものを見れば、これは我が国に対する潜在的な脅威というものが大きくなっていると考えざるを得ないと思いますが、それで我々がソ連を敵視するとか潜在的な敵国であるというような、そういう仮想敵国というような形で見ていくわけにはないわけでありまして、我々としては隣国としてのソ連とできるだけ善隣友好の関係を築きたいというものが、これは日本政府の方針でございまして、防衛庁といえどもその中で行動しているわけでございます。

○吉川春子君 私は、ソ連のその軍事的な行動を書いていることについて、それは事実として書くことについていいと思うんですけども、しかし、同時にアメリカも書かないと判断が狂うでしょう、一方的にそういうふうな書いたら、そして、まるっきりアメリカのことは何も書いていない。こういう白書のアンバランス、これはもう公平でもないし客観的でもないし、そういう誤った資料を国民に与えて、何か特別な意図のもとに特別な意識を国民に与えようとしているんじゃないか、そういうことを思わざるを得ないほど書き方が客観的でないですね。

もう一つ伺いますけれども、ゴルバチョフ・ソ連書記長がウラジオストクにおいて演説をしたというのをこの白書の中で何カ所か書いておられますけれども、ゴルバチョフ書記長の、日本との経済協力、広島での太平洋会議、それから太平洋における艦隊縮小について交渉開始など、こういう

提案について、これは単なるソ連の宣伝でもう意に介しない、こういうお立場なのかどうか。いかがですか。

○政府委員(瀬木博基君) ただいま御指摘のゴルバチョフ書記長の演説というのは、昨年の七月二十八日ウラジオストクで行われた演説と存じますが、これはソ連がアジア・太平洋地域に関しまして当面の外交政策について包括的に述べられたものと承知いたしております。この演説は、ソ連のアジア・太平洋地域への関心というものを示すとともに、対中、対米及び我が国に対する改善の、またはその改善の促進ということの期待を表明したものであるとして、当時注目されました、今日も注目されているところであろうと思います。

他方、この演説は、当時行われたときもそうでございましてけれども、問題は言葉ではなくていかなる行動であるか、行動がこの演説の後出するかということが世界的な期待でもあり、また評価であつたところでありまして、この評価を下したのは、我が国ももちろんそういう立場でございましてけれども、典型的には中国が同じような評価を下したわけでございまして、その行動という形で見てみますと、演説の行われたときに表明された期待ほどには必ずしもいろいろな行動がとられていないということが、遺憾ながら事実ではないかというふうな考えが、個々の問題につきましましては、委員も既に御案内のことではないかと思ひます。

○吉川春子君 最近のヨーロッパあるいは日本の新聞でもそうでございまして、それからアメリカのレーガン大統領の演説などを見ますと、今までのソ連に対する考え方と若干見方を変えてきている、こういうことが言えるんじゃないかというふうな思ふわけですね。INF交渉でのソ連の非常な譲歩であるとか、あるいは一方的な核実験の停止であるとか、このウラジオストクの演説の後どうかというよりも、それに前後してのソ連の行動について、やはり今までの見方とは違った動きがあると思ふんですけれども、もし防衛庁長官がこの

ゴルバチョフのウラジオ演説を読まれておられれば、その感想を含めて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私はあの演説を全部詳細に見ておりませんが、概観しました。しかし、今これ政府委員が言いましたが、言葉というものは行いとマッチしなきゃいかぬ。しかも、ある程度時間を置かないとこれはわからない。私が中国に行つたときも、中国の首脳がこのゴルバチョフの声明につきましては極めてクールでございまして。そういうことでございまして、最近の米ソのいろいろな歩み寄り、これは私も期待を持っておりまして、だからすぐにと、これは決して何といひますかためらうわけじゃないけれども、すぐにと、そういう考え方で処理をするという間違う。これが着実にいくようになってほしいし、それを見守つていかなきゃならぬ、こういうふうな考えております。

○吉川春子君 言葉は実行を伴わなければというお話はごもっともで、公約してもそれを守らなくてはならないという国民の強い批判もあつたわけですね。そのことについては私は異論はないんです。が、期待を持って見守つておられる、そういう長官の発言を受けとめておきまして、具体的にゴルバチョフ書記長は、太平洋に関心のあるすべての国の参加する太平洋会議を広島で開催することを提案した。そして、我々は太平洋における艦隊、何よりもまず核兵器搭載艦の活動の縮小について交渉を始めることを提案する、対潜水艦兵器の分野における競争の制限、特に太平洋の一定地域における対潜活動を控えることについての合意は安定の強化に役立つだろう、こういうふうな言っているわけですね。

実はきのうの朝日新聞の論壇に竹岡勝美氏が投稿しておられますが、その中で、「この際、太平洋における関係各国が全戦艦艦隊を撤回して、太平洋を文字通り『平和の海』と化する」とも決して軍事論に違背する夢ではなく、日本こそが、自国の安全保障策としてのみならず、世界の平和と

軍縮を要求する歴史的提案となし得るのではないかと、こういう投書をされております。そして、「太平洋におけるSLBMの全面的撤回を日本が提言することはあるまい。」とされています。もしその太平洋のSLBMがなくなれば、米ソの艦隊の存在意義は薄れ、海上自衛隊の主力護衛艦、潜水艦、対潜哨戒機、こういうものも不要になる、日本は、米ソ戦争に巻き込まれる不安もなくなるし、在日米軍の撤退に伴い、厚木、三宅、池子の問題も解決される、こういうふうにおっしゃつておられるわけですね。けれども、こういうような考えについて長官は一笑に付されますか。私は、むしろソ連の脅威をおおるんじゃないかと、本当に隣の大きな国ですから、そういう立場からの積極的な提案をする、そういう立場に日本は立つべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私も防衛庁長官ですけれども、世界の平和、それを願うことにおいては決して人後に落ちないつもりです。ですから、私はワインバーガー長官と会うときには必ず軍縮、平和の問題から入るんです。これ、話をしているなぞアメリカはソ連に対して警戒心を持つのかと云うと、ソ連は最後の段階になると、検証というところになると絶えずそこで行き詰まっちゃうと、公正な効果的な検証の問題になると行き詰まっちゃうというのを今まで言っていましたよ。今後これがどうなるかわからぬけれども、根強いやつぱり不信感ですね。そういう根強い不信感というものが米ソの中にまだある。なお、世界の各国の中にある。そのときに、いわゆる理想像を掲げてこうあつたらやろうと言ふのは、それはそれなりの意味があるけれども、現実政治の中でこれをどう処理していくか、その道筋というものをやっぱりある程度はつけていかなければいけない、それが私の今の感じでありまして。

○吉川春子君 リアルにいろんなものをつかむということが御答弁の中でも強調されておりますが

釈上合意である範囲の防衛力というようなことで、
秘密に使うべき言葉であるので、それをみだりに
他の部分で使うとその両者が紛らわしくなる、そ
このところを明快にするために憲法の部分以外で
は使わないでほしいという御意見がありましたの
で、我が方としてもそれを取り入れたというもの
であります。

○吉川春子君 その意見はどこからあったんですか。

○政府委員(西廣整輝君) まあ内容的に類推はさ
れると思いますが、政府部内のご意見でございま
すので、具体的にどの省庁と云うことは御遠慮さ
していただきます。

○吉川春子君 そうしますと、その防衛力が必要
最小限度であるという今までの政府の考え方と、
考え方に変わりはないと、表現上の問題として
だけ削ったと、こういうことですか。

○政府委員(西廣整輝君) 我が国が持ち得る防衛
力というのは自衛のための最小限度であるとい
うことは、考え方としてももちろん変わっており
ませんし、憲法との対比における表現としても全
く変わっていないというふうに御理解いただき
たいと思います。

○吉川春子君 そうしますと、もう一つ、去年ま
での防衛白書の表現が適切でなかったからとし
は削ったということになると思うんですけれど
も、私はこの防衛白書を読みまして、去年の防衛
白書と違ったいろいろな軍事力の点とか、まあソ
連のことについては今までと同じようですが、洋
上防空の問題とか、あるいは大綱の見直しの問
題とか、いろいろと踏み出すような表現があるわ
けです。その一環として防衛力も必要最小限度
じゃないと、必要な防衛力は持つんだと、こうい
うに踏み出すための試金石としてことしという
形容詞を削ったんじゃないかと、そういう受けと
め方もできると思つたんですけれども、防衛庁長
官、それはそうではないということですか。

○政府委員(西廣整輝君) 繰り返すことになる
と思いますが、第二章の「防衛政策の基本と防衛計
画の大綱」という部分の第一節の一番に「憲法と
自衛権」というところがございます。八十三ペー
ジになろうかと思いますが、そこに明確に書かれ
ておりますように、「わが国が憲法上の制約の下
において保持を許される自衛力は、自衛のための
必要最小限度のものでなければならぬ。」云々、
以下あと自衛権の行使その他についてもそうで
ございますが、いずれにつきましても必要最小限
度のものでなくちゃいかぬというところは繰り返
し言っております、憲法との関係その他について
の問題は政府としては終始一貫変わっていない
し、今後変わるつもりはないということござい
ます。

○吉川春子君 長官にお願いして、終わります。
○国務大臣(栗原祐幸君) この白書、いろいろ御
意見がございました、それは本当に白書というの
は国民の皆さんに御理解いただきたいというの
ですから、いろいろの御意見はぜひ出していただ
きたい、そういう意味で承っておりますが、私は
今度の白書というのは、今まで国会で一年間い
ろいろやりましたな、それを理論的に整理して出
したと、その理論的に整理して出したところが、こ
れは踏み切るんじゃないか、突出するんじゃない
か、そういうふうないろいろな価値観があります
から、我々と違った価値観の方から見ると踏み出
すための理論武装じゃないか、こういうふうにお
考えになったのかなという感じがいたします。し
かし、私が当委員会でも申し上げましたとおり、私
は防衛計画の大綱というのは限定かつ小規模、そ
ういふものに対応できるものと、防衛計画の大綱
を見直す気持ちはないということを申し上げてお
る。そういうことで御理解を賜りたいと思いま
す。

○井上計君 委員長、長官も政府委員も大分お疲
れのようにだし、私の質問時間を十分提供する
から、ちよつとトイレなんか休憩していただいた
らどうですか。どうぞ、私、十分質問短縮しま
すから。

○委員長(名尾良孝君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(名尾良孝君) 速記を始めて。

○井上計君 次元の高い質疑が続いております
が、私は補欠で委員に入っておりますので、改正
案等について幾つかお尋ねをいたします。

今回の三法の改正案でありますけれども、増員
が目的であります、現在陸自の定員が十八万
人。しかし、資料にありますけれども、充足率が
依然として八六・四％。今最高とはいえないが、
まだ定員にはかなり不足をしておる。計算すると
一万五千五百五十人の不足だということになる
か、こう思います。陸自は四十九年度以降定数増
を全くしていないわけでありまして。したがって、
それ以降常に充足率は低い。しかし、一般的にい
いますと陸自は一万五千五百人も不足しているわ
けですから、海自あるいは空自等を特に増員をし
なくても、いわば防衛庁の枠内でやればいいで
はないかという意見もあるんですね。だから、現在
のように陸自、空自、海自等を何も別に定数を
決めなくても、全体の枠の中でやれば陸自のいわ
ば充足率の足りない分を十分カバーできるではな
いか、こういう考えはあると思うんです。した
がって、今後の問題でありますけれども、特に陸
上自衛隊が創設されたこういうふうな定数が決め
られたときから見ると、いわば技術の革新あるいは
国際環境の変化等々から、やはり戦略あるいは
国防衛というものが大幅に変わってきておる中
で、いつまでもこういうふうな三自衛隊別の定数
を設けておかないでも、防衛庁全体の定数とい
う中で考えていってもいいのではないかと、見直す
べき時期にあるのではないかと、こういう私考え方
を持っておりますが、そのような点を含めてどう
お考えであるのか、さらに今後の自衛官の定数の
水準というふうな計画はどの辺をお考えであるの
か、お伺いしたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君) 自衛官の定数につ
きましては、一般官公庁等の定員とや違った性格
を持しているということをまず申し上げたいと思
うわけでありまして、防衛庁でもいわゆる自衛官以
外の定数につきましては、日常の業務を処理する
必要最小限のものを定員として組んであるとい
うことでありまして、業務がつかなく処理でき
ればそれでいいということになろうかと思いま
す。一方、自衛官の場合には、あくまで実際に部
隊等が機能しますのは有事の際であります。した
がって、有事の際に十分な機能を発揮するに
必要のものがなくちゃいけない。平時から有事の
際に必要な枠組みそのものが全部充足されてい
るということは、自衛隊にとつては望ましいことであ
りますけれども、ある意味では人件費等かなりの
経費負担が大きくなるという問題がございます。
そこで、各国とも自衛官の定数なりあるいは予備
役等と組み合わせる平時どのような維持し、有事
の枠組みをどうするかという点について工夫がな
されていくところだろうと思ひます。

日本につきましても、御承知のとおり、完全志
願制ということで徴兵制じゃございませんので、
やはり自衛官の定数と予備自衛官というもので枠
組みを考えざるを得ないという状況にありますの
で、定数というものは師団なら師団というものが
何人いなければ有事有効な機能を発揮できないか
ということから積み上げざるを得ない。あるいは
海空でございしますれば、航空機なり艦艇が二十
四時間、相当期間連続して行動するためにはこれ
だけの定員がなくてはならないという枠組みとい
うものがございします。一方、平時においてはそれ
のうち有事予備自衛官から補充するなり新規に募集
するなりして埋められる、比較的機能が練達な
くても済む職域もございします。そういうことも
のについてはできるだけ平時からの充足は遠慮し
ておこうというふうなことでもございします。で、現
員と定員との間に乖離が行われているということ
はある程度御理解いただきたいと思います。

一方、先生御指摘のように、そういった定員と
実員という問題は十分御理解の上の御発言だと思
いますが、たとえば、一つの定員の全体として
の枠組み、陸上自衛隊のみならず海空も含めて、
どの程度の水準で相当長期にわたって耐え得る枠

組みというものが考えられるのかという御趣旨のことだろうと受けとめております。私どももそういった考え方は十分持つておるわけでありまして、そういった方法になれば自衛隊としてはいゆる防衛力の水準を示すものとして、装備等のみならず人員についても一つの水準というものが示し得ればそれにこしたことはないというように考えておりますが、陸上自衛隊の場合は相当なまず数がある。人員そのもののベースが大きい。その中で装備等を近代化しながら、人員としてはある者が、例えば普通科いわゆる小銃部隊の者がより重装備の部隊の人員に移っていくということ、彼此融通していくということがかなり器が大きいもので、海空に比べて言いますと、今までは装備そのものに着目して、航空機が一機入ればそれを運航するため整備するために何人要るかという、微細な積み上げから定員が積み上げられてざりざりの定員になっておるということでございます。そして、そういった状況が数十年続いたわけなので、その間にゆとりというものを全く持っていない定員に現在なっております。しかも、装備体系そのものが陸以上に日進月歩の傾向があつて、それによって人が非常にふえたりあるいは人が要らなくなつたりという点の、変動の多い要素が海空自衛隊については多うございます。

そこで、今までのところまだかなりの期間泳げるための一定水準の定員というものを我々としても見出し得ないで来ている。しかし、先生の御指摘は全くそのとおりでございます。我々としても今後とも引き続きそういうものを追求していきたいというように考えておる次第でございます。

○井上計君 よくわかります。お考えもそのとおりだろうと思ひますが、やはりすべての条件といひますか、あるいは環境が変わつておる、また変わりつつある中で、当然、今局長おっしゃつたように、将来的なやはり自衛官の枠、水準といひますか、もう必要なものがどんどんふえる、あるいは必要でないものが減る、そういう中で、やっぱ

り整備というふうなことで、それによつての定員をどうするかというふうな、これは重大な問題だと思ふんです。だから、これらのことについてはやはり十分至急に検討されて、そういうふうなことにいつての方針を示していただくことが必要ではなからうか。これは要望しておきます。

次に、予備自衛官の今回員数増それから手当の増額というふうな改正案の内容であります。予備自衛官の員数についても、先ほどの自衛官の定数の水準、そのような計画と同じようにどのようになふにお考えになつておられるのかということが一つ。

ついでにお伺いしますけれども、今回の予備自衛官に対する手当の千円増額、これは一カ月に三千円を四千円とするということですから、今の経済感覚ではもうどうも実はおかしいなという感じがやつぱりこれはします。それから、訓練等々の招集手当が日額四千七百円というのは、五十六年度改正のままで一向に変わつていないわけですから、このようなものがそのままいいのかどうかということについて、私は大変疑問を持つておるわけですから、これら点はどういうふうなことであるのか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(西廣整君) まず、前段の御質問についてお答えしたいと思ひますが、予備自衛官のいわば持つべき水準なり考え方についてお答えを申し上げたいと思ひます。

予備自衛官につきましては、現状では、陸上自衛隊について申し上げますと、一つは主動部隊、例えば師団等が現在それぞれの地域に配備をされております。これが侵攻された地域に移動をする、そういう場合の後詰めとしての残された地域の警備に当たるというものは現在の陸上自衛隊の各部隊というのはあくまで本土の中で戦うわけでありまして、ましてや平時の訓練その他は本土の最も合理的な方法で編成をされておりますので、有事必要な補給部隊その他については部隊編

成をいたしております。有事急速に例えば野戦病院をつくるかそういうことをしなくちゃいかぬわけでございますが、その種の部隊はつくらないままにしておいてあるわけでありまして、そういうものを有事には急遽編成をなくちゃいけない、そういう要員に充てる。さらには、実際に戦闘が行われて負傷その他で欠けた人間の補充をしなくちゃいけない、そういうものを含めて陸上自衛隊としての予備自衛官の所要数というものは計っております。

一方、海上自衛隊につきましては、一つは現在いろいろあります要員の中で、例えば陸上のある種の人間については二十四時間態勢ではなくて八時間なりあるいは昼間態勢だけをとおつておるというふうな部隊がございます。そういったものについて二十四時間態勢に有事は切りかえなくちゃいけないというものもございまして、港灣の警備その他平時よりも厚くなくちゃいけない部隊というものもございまして、そういったものについて予備自衛官を充てようということで、予備自衛官の員数を一応描いておるわけであります。

航空自衛隊も、海上自衛隊とほぼ似たことでございまして、平時比較的手薄になつております基地警備なり基地の防空要員、レーダーサイト等の防空要員、そういったものにつきまして、有時は急速にそういったものを予備自衛官で編成をして、レーダーサイト等の防空に当たらせるといふことを考えておりますので、その種の考え方に基づきまして予備自衛官計画というのを持つております。

そして、御承知のように、現在予備自衛官といふものは陸海空合わせまして四万四千九百人でございます。これに今回の改正案で千五百人の増員をお願いをいたしております。その結果、四万六千四百人になるわけでございますが、五カ年計画といたしましては、我々としては希望としては五万数千人のところまで、今言つたような考え方を持つていきたいというように考えております。

れが現在の予備自衛官についての考え方からきた目標でございます。

一方、予備自衛官制度につきまして、今より広い立場から検討をいたしております。それは二つの側面がございまして、一つは現在自衛官が担当しております各種の後方支援業務、例えば整備とか修理、そういったような要員がございまして、こういったものについては、自衛官が直接やらなくてもシビリアンあるいは外部に委託してもいいのではないかと、あるいは外部に探せば出てくるのではないかと、平時はよろしうございまして、有事にしまつて使えなくなつてしまふというふうなことになる大変困る。そういったことに對して有時も十分な裏づけができるためには、予備自衛官制度等が適用されなければいかぬのじゃないかという考え方が一つございまして。

もう一つは、先ほどの先生の御質問と非常に関係があるわけでございますが、今の自衛隊の定数といひますか枠組みは、先ほど申し上げたように、定員と予備自衛官ということで考えられておりますが、その定員の中にも平時はやや恒常的に欠になつておる部分がある。そういったものは定員として今までも抱えておるのがいろいろあるのかどうかといふことも含めて、予備自衛官制度というものをさらに検討しておるというのが現状でございます。

○井上計君 今お答えありましたが、私も実はその点を、自衛隊の定員と予備自衛官というふうなものを今後セットで考えていつて、枠組みを見直しをする必要があるというふうな思つております。お答えがありましたから結構であります。先ほどちょっと申し上げた、これは特に質問の通告をいたしませんでしたが、一カ月四千円という手当も、今の経済感覚からいふとどうであるのかという感じがします。それはさておいても、

訓練招集に一日四千七百円で果たして——予備自衛官としてはもう全部働いているわけですね、現場で。そういうふうなところから、もちろんそれは予備自衛官に任用されていますから、招集があるときには事前に連絡し、あるいは有給休暇の方法をとるかどうかわかりませんが、事業主との了解の上でそれは出てくるんでしようけれども、四千七百円というのははちよつと安過ぎはせぬか、こういう感じがするんですね。特にこの資料の中にある予備自衛官の職業別の内訳を見ても、サービス業の二六・二％というのは多分警備保障等々の社員が多いのであると思いますが、製造業だとか商業だとかそういうところにかなり従事していると考えても、やはりその四千七百円という招集手当についても、難しい問題がありますから今すぐとは言いませんが、今後やはり検討していく必要があるのではなからうかなと。これは私だけじゃありません、そういう気持ちを持つている人が多いということを防衛庁に申し上げておきます。

次に、自衛官の人たちはいろいろな厳しい環境の中で常に災害出勤あるいは訓練にも励んでおられるわけでありまして。我が国の平和、独立、安全、これを祈念して国民の生命財産を守る、こういう崇高な信念を堅持してもらつておるわけですね。また、そうでなくちや困りますし、そうであるわけでありまして。とすると、それらの自衛官に自信と誇りをもつと持つてもらわねと困ると思うんですね。中にはなかなか自信を持ってない、誇りを持ってないという自衛官もあるのではなからうかというふうな仄聞することがあるんですが、そのようにもつと自信と誇りを持つてもらうためには、ことわざでよく言われておりますが、衣食住足りて礼節を知るといふことわざのように、いろいろな給与その他の待遇面でやはり自衛官らしい待遇をすることをもつと考へていかなくちやいかぬ。その一つに、まず住の問題ですけれども、全国的に見て隊舎や宿舎の整備が大変おくれである、こう聞いておるんですが、今後どのような整備の方針でおられるのか、現状はどうなつておるのか、これを

ちよつとお尋ねいたします。
○政府委員(児玉良雄君) 隊舎について申し上げます。

隊舎は隊員の生活、勤務の基盤になるところでありまして、隊員の活力を維持し士気の高揚を図る上から、またいい隊員を確保していくという見地からも、装備の充実や教育訓練の推進などとともに、質の高い防衛力を整備していく上で欠くことのできないものであると思つております。こういう考え方で、隊員の生活関連施策の一環といたしまして、隊舎などの改善にも一層努力をしていかなければならないと思つております。

現在自衛隊が持つております隊舎は、六十一年度末で二百五十万平方メートルということになっておりますが、その約四分の一は大正時代に建設されたものを初めといたしまして建設後相当の年月がたつておりますために、老朽化しているものと、それから、昭和三十年ごろに建てられましたものは、一部屋に多人数が起居するような構造の建物になつておりまして、現在の生活感覚からいいますと旧型になつております。さらに、居室のスペースが足りないために、居室のベッドの一部を二段にして詰め込んであるというような狭隘なものがございます。このような隊舎の現状にかんがみまして、隊舎の整備につきましては、まず二段ベッドを解消するというところで、新しく隊舎を増設するというのを第一にいたしまして、あわせて、今申し上げました老朽化しているもの、旧型化しているものにつきましては、その実態に応じて建てかへあるいは改修をしていく、こういう考え方で年々予算化を図つているところでございます。

○井上計君 大正時代のものがまだ相当残つておるといふことは驚くべきことなんですが、国民はほとんど知らないですよ。そういうふうな、いわばもう考えられぬような隊舎で自衛隊員が生活しておるというふうな事実を、もつとやっぱり国民に知つてもらふ必要があります。それから、同時に、もちろんそれは予算の関係

でそう急速に建て直し、改築、改善というわけにはなからぬことにはわかりますけれども、そういうふうなもの予算を組むことがすぐ防衛費の増強だといふふうな非難もあるわけですね。だから、そこそこをもちつと明確にしておらう。

訓練あるいは災害出勤等々で非常に感謝されておる自衛官、そういう人たちがそういう過酷な隊舎状況の中で生活しておるということを国民に知つてもらふことも、もつと大事だと思ふんですね。大いに御留意をいただきたいし、また速やかにそういうふうな老朽隊舎、宿舎の改善、それから改築、新築等々をやられるように、長官、残された任期はわずかでしようけれども、大いにひとつ御努力いただきたいし、また、この中には旧自衛隊の偉い人がたくさんおられるんですから、皆さん方がもつと努力されなくちやといふふうな気が多分にいたします。で、大いにこの委員会でもひとつ声を大にして要望しておきます。

そこで、次に、先般の東芝機械のコム違反事件、私どもが当初予想しなかつたほど大きな問題として波及してまいりました。特に、けさの各新聞の報道には、東芝が第三者に依頼した今回のコム違反事件についての報告が発表されておりますが、それを見ると、改めてまた我々は東芝機械の指導部のとつた行動に憤りといひます。同時にあきれておるという感じがするわけですが、この原因は、日本は空気と、まあ水は最近そうでもありませんが、空気と平和はもう何も努力しなくても黙つて与えられる、それが当然だといふふうな風潮が最近ますます強まっております。だから、やはり平和の維持、独立等については、すべての国民がそれぞれがしかの責任があるんだという考え方を国民にもつとPRしてもらわねといひかね。それについては、先ほど来今回の防衛白書の問題がいろいろと議論されておりますが、その議論がもつと国民の中で起きるような、先ほどの隊舎や宿舎の問題もそうでありまされども、あのような膨大な難しいものでなくて、一般国民に

もつと読んでもらえるような、知つてもらえるような、まあ漫画的なものとは言いませんけれども、もう少しわかりやすいような防衛白書の付録といひますか、そんなものをひとつ今後考へる必要があるのではないかと多分かねがね思つておりましたので、この機会にひとつこれも要望を兼ねて提案しておきます。

それから、今回の防衛白書についてちよつとお伺ひしたいんですが、昨年と比較すると、極東ソ連軍の増強がかなり目立つといふふうには感じます。極東ソ連軍の兵力の増強の意図はどの辺にあるのか、防衛庁はどのような受けとめをしておられるのか、同時にまた、コム違反事件によつてソ連潜水艦の性能が向上したということであるとすると、それについての防衛庁の対潜能力の措置をどうおとりになつておられるのか、お差し支えなければお伺ひしたい、こう思ひます。

○政府委員(瀬木博基君) 極東ソ連軍の関係の御質問について、最初にお答えさせていただきます。白書にも書いてございますけれども、極東ソ連軍の量質とも増強といふのは依然続いていると思ひます。最近特に顕著でございますのは、量につきましては、これはこれまででも非常な増強が続いてきた関係もあり、余り変化は多くの面では見られない。地上兵力で若干の増強が見られたほかは、この量といふものはそれほど変化してないと思ひます。他方、質といふものが非常に変わつてきています。これは陸海空いずれにおきましても、兵器体系におきまして新しいものが続々増加しておる。特に、従来はソ連はやはりヨーロッパを第一の正面といたしておりましたから、ソ連の最新兵器といふものはヨーロッパ方面にあつたと思ひますが、最近の傾向を見ますと、ヨーロッパ方面に出ているような最新の兵器体系といふものが極東方面にも時期をそろへたがえすに出てきているといふことではないかと思ひます。これがどういふ意図であるかといふことは、こ

これは非常に難しい問題だと思ひますが、現在において極東方面にソ連がすぐにも有事を想定しているということではないかと思ひます。現在、これまでも六〇年代、七〇年代にソ連が極東方面を非常に増強いたしました中ソ関係というものが一時とは異なつた様子を見せておりますので、その点はそういうような状態にはないと思ひます。しかしながら、やはりソ連としては、極東方面における全体としての重視といひますか、注目というものはむしろふえてゐる。太平洋地域に対する関心の深まりというものは、政治的にも経済的にも当然でございまして、一方、軍事についてもやはり関心をふやしているといひます。これは事実なんだと思ひます。これは私はむしろ事実が心を示すといひます。これはやはりそういう増強があつたところで、それではどういふふうに考えるかといふことを推察することはあつても、どういふ意思があるかといふふうには増強しているかといふことを考えるといひます。これはなかなか難しいのでございまして、我々としては、まずは事実そのものに注目してゐるところでございします。

○井上計君 お立場上ごもつともだとは思ひますが、優等生的な答弁で、目的がどこにあるかといふことについては考えない。しかし、言へば増強の意図はあるといふふうな、こういうふうなお考えです。お立場上やむを得ませんけれども、私は率直に言つて、仮想敵国を云々といふことについてはけしからぬという意見もありますが、やはり相手方があれば相手方の出方によつて我々はどう出るかといふのは、これはもう当然のことです。対応は。だから、余り防衛庁も遠慮されないで、やはり先方の意図がどうであるという想定があればその意図に合わせて、もし万一そういうふうな方法がとられた場合にはどう対応するかというふうな好事については、もちろんそれはないことが一番好ましいんですよ、万が一あつた場合にはどうするかというのがやはり我が国の防衛上必要なわけですから、これも余り遠慮されないで言うべ

きときには言う、そして国民にもつと理解を求め、国民の認識を深めるというふうなことも必要であらうというふうな考へておられますので、御答弁は要りませんが、あえて申し上げておきます。時間が若干あるんですが、私——あ、御答弁がある。じゃ、お願いします。

○政府委員(西廣肇君) 先ほどの東芝機械事件に關連した防衛庁の対潜能力の向上についてという御質問がありました。

潜水艦の静粛化といひますか、発生雑音が逐年低減してきてゐるという問題につきましては、実は、これは何も東芝機械關連、スクリュウ音だけではございせんが、ここ十年近くになつた傾向でありまして、我々、潜水艦による船舶への攻撃からいかに守るかという立場からいひますと、非常に頭の痛い問題であります。最近、たまたまコム違反事件でこの問題がクローズアップされましたけれども、スクリュウ音の問題というのは、確かに潜水艦の音を小さくする一つの要素であります。特に問題なのは、原子力潜水艦といふものが数千億もする高いものでありますけれども、スクリュウはわずか数千円でございします。そういった安くしかも簡単に取ることができるといふことと、ある潜水艦の音が簡単に小さくなつたりするのは音の種類が変わつてしまふという点、非常に問題を感じておるわけでありまして。

そこで、防衛庁が現在どういふことをしておるかといふことではございせんが、東芝機械事件に直接關連したといふことではございせんが、従前から潜水艦の音が小さくなつてゐるという点に對しては、我々として逐年の防衛力整備においてそれに對する配慮といふものをいたしておりました。そして、来年度の予算要求におきましては幾つかの施策を考えております。

一つは、御承知の對潜航空機でありますP3C、この音響処理のための装置、P3Cに積んでおります装置を、従来のアナログ方式からデジタル方式に変えてより精密な分析ができるように改造をするという、新しいタイプのものを要求し

てゐるというのが第一点であります。もう一つは、ここも二十年以上になつてゐる對潜ヘリコプターというものが大体同じタイプの航空機を母体にして、それに対潜機器を積んで運用してまいりましたけれども、いよいよそのヘリコプターがもう既に生産もなくなり部品等の補給も困難になりつつあるといふことで、新たな機体に日本が開発した各種の新しい對潜機器を積んだ對潜ヘリコプターを要求してゐるというものであります。そのほか、艦艇等に搭載します各種の搜索機械あるいは對潜裝備等につきましても、逐年少しずつでも改善を加えていくという配慮をいたしております。

ただ、これらはいずれも逐年やつておるものでございまして、東芝機械の事件に關連して特にやつてゐるというところではございせんが、その点は御理解いただきたいと思ひますが、後者につきましては、最近アメリカとの間でそういった潜水艦の音が小さくなつてゐることに對して、日米がこれを回復するために何ができるかといふことで共同の研究を始めております。これに關連しては、先ほど吉川先生の御質問でちよつと答えしましたけれども、海洋環境の調査であるとか、あるいは搜索、探知、識別機能の向上の問題であるとか、あるいは對潜訓練の強化等の問題について現在協賛中でありまして、そう遠くない時期に結論を得たいといふように考えておる次第でございします。

○井上計君 ソ連の潜水艦のスクリュウ音が非常に小さくなつておる。これが直接東芝機械のコム違反との因果關係云々といふことではまだ若干疑問があるようではあります。いづれにしても、潜水艦のスクリュウ音一つとてみても、それを小さくしておるというところはソ連側の明らかな目的がある、意図がはつきりしておるということですから、それについてどうするかといふことについてはもつと明確におつしやつていただいて、やはり対策等についても十分万漏なきを期する、このようにまた改めてひとつ希望をしておきま

す。最後でありますけれども、この法律案の審議、聞くところによりますとかなり濃密に慎重に審議がこの内閣委員会で行われておる、こう聞いております。先ほど来同僚委員の質問を聞いております。もう高度な質問になつておりますから、事実上審議はもう終了してゐるのではないかと、こういう感じがするわけでありまして。が、しかし、そこで私先日大變疑問に思つておりますのは、新聞報道によりまして、今回、本改正案については何か継続審議的な、そういうふうなことがあり得るというふうな新聞報道がなされておりました。全く私は合点がいかないんですが、それはともかくとして、もし万が一この今回の防衛三法の改正案が今国会で成立しなかつたらどういふふうなことになるのか、防衛庁長官はいろいろとお考えであらうと思ひますが、どういふ支障があるのか、その点のところをひとつ率直にお聞かせをいただきたいと思ひます。

これをもつて質問を終わります。

○國務大臣(栗原祐幸君) 今政府委員からお話がありましてとあり、もし自衛官の定員増ができれば、これは艦艇とか航空機が就役するそのときに、今ある人員でやらなきゃならぬと非常に無理がいきますね、これ。そういう無理のいくようなことがわかつておつておられるといふことは、これは非常に遺憾なことでありまして。また、予備自衛官の問題につきましても、防衛出動をするときに、継続能力という観点からそれに対応できるようにものを置くことはこれは当たり前ですね。そういう意味合いで、防衛問題というのは絶えず有事に備へる、絶えず訓練に間に合うといふことで皆さん方をお願いしてあるわけではございします。で、今大變いい御意見を承りましたが、ぜひ与野党の皆さん方にお願ひをしますが、速やかに慎重審議をされました上は、どうぞ御可決あらんことを改めてお願いを申し上げる次第であります。

○宇都宮徳馬君 私は、防衛庁の皆さんに少し耳ざわりの悪いことばかり聞きたいと思つておる。

大体栗原長官は、先ほどからお話のありましたシビリアンコントロールを代表して、防衛庁を統率しておられるわけですね。私が現在世界の情勢全体を見ますと、とにかく軍備がふえちゃって、どうにもこうにもならぬ情勢です。アメリカなども現在経済的に非常に困っていますけれども、これはもうアメリカ自身が言っているように、双子の赤字ですね、つまり財政赤字それから財政赤字から来る貿易赤字、經常収支の赤字、これで経済が参ってドルがどんどん下がっているという状態ですね。ソ連も同じことが言えるでしょう。それから、世界の各国もその勢いに押されてみんないそいそと軍備を買ったりついたりして、軍事予算が非常に大きくなっているというのが現在の世界の大問題だと思っていますね。

それです。シビリアンコントロールを代表する栗原長官は、そういう世界の大勢を見ながらいかに——必ず軍隊というものは拡張欲求を持つんですよ、これは。日本が敗戦に至る前に日本の陸海軍、軍縮空気が世界であつたにもかかわらず、また国内でもそういう動きがあつたにもかかわらずやはり軍拡の方に走って、そしてシビリアンコントロールをどんどん壊していくというああいう事態になつていく。それで、今アメリカのことをいろいろ言っていますけれども、しかし、あのころ我々は青年から中年になりかけたころですが、ようやく判断力もできかけたころですけれども、陸軍の急進派、海軍もそうだけれども、米鬼英鬼なんて言っていたんです。アメリカの鬼に、イギリスの鬼、これはもう初めから敵だ、それに向かつて軍備をつくっていく、こういう状態だったんですね。ですから、現在の世界的な情勢の中で、軍縮ということとシビリアンコントロールということについて長官がいかに考えていらつしやるか、お聞きしたいと思っています。

○国務大臣(栗原祐幸君) 軍縮、平和については、先ほどちよつと話しましたけれども、私は防衛庁長官というのは非常に業の仕事だと思つておるんです。人間の社会において戦争というのは

非常に嫌なことですよ。しかし、現実には戦争というものは起きておる。みんな頭じゃわかつていてくれども、実際にはそれができない。なぜかという、やはり強い者が弱い者をいじめる、あるいは空白なところがあればそれを打ち破る、そういうものがあるんですね、これ。そういう意味合いでは、まさに戦争とか核とかというのは業だと思はるんです。

したがって、先ほど申したとおり、ワインバーガー長官と話をするときには、必ずまず防衛問題に入る前に軍縮、平和についてどうだということを書いておるんですよ。ワインバーガーさんも私に対していろいろ言いますが、最終的にはやはりソ連の平和、軍縮というものを信用できない、なぜかという、相互検証というもののになかなか乗ってこないということを書いていましたよ。要するに、それは相互不信ですね。ですから、その相互不信をなくすためには一体どうしたらいいか。私は、ある意味においては体制の違いというものがある、相互不信を高めていると思ひますよ。自由に西側の人たちが東側へ行つて演説する、東側の人たちが西側へ来て話をする、そういう大きな意味で国民とか人民が自由に物を言えるという体制をつくること、非常に重要じゃないかと私は思っています。政治家として、そうでない、これは空理空論に走つていってしまうというふう

に思っています。私が防衛庁長官として今考えていることは、いろいろ価値観の違いによつて、これは軍事大國になるんだとか、これは防衛計画大綱を逸脱するんだとか、あるいは憲法をどうだということがあります。しかし、私の認識では、やはり我が国が自衛のための必要最小限度の防衛力を持つという観点からすると、今皆様方に御審議いただいておりますことはぜひ御理解をいただき、御協力を賜らな

も学生時代、我が国は軍人にあらざれば人にあらず、そういう風潮があつた。戦時中はそういう感じでしたよ。ですから、私は、軍人だけが日本の国を守つてゐる、そういう考え方は絶対にけしからぬと言つて、ある意味では私はそのときに時代に対して警鐘を鳴らしたんです。

したがって、今防衛庁長官としては何かという、内局と暮、これをしっかりとつかんでいかなきゃならぬ。で、内局については、防衛庁長官を補佐できるような、そういう体制というものをつくらなきゃいかぬ。幕については、やはり先ほど来話のあつたとおり、まだまだ自衛隊の隊員の住宅環境もよくないんですよ。そういうものについて、これは積極的に施策を講じなきゃいけない。与えるべきといひますか、施策しなきゃならぬことは施策をする。しかし、厳正な規律のもとにやらなきゃいかぬ。そういう意味では、大変生意気なようだけれども、私みずからの責任においてすべての問題を処理しようと、こういうことでやつておるわけでございます。

少し偉そうなことを言ひましたけれども、所信の一端を申し上げました。

○宇都宮徳馬君 ごもつともな話ですがね、とにかく今の情勢というのは今までは大分違ひますね。この前の戦争前とも大分違ひます。それは、やっぱり核というものがあの戦争の最後に広島、長崎で投げられました、核兵器が非常に破壊力を持つということをもみんな知つてゐるからです。しかし、まだ甘く見ていますね、これを。それで、ソ連なんかの対応の問題を考えると、すぐ例えればSS20というものを考えなければ、これはそれこそ現実的じゃない。つまり、昔の戦略論や戦術論じゃ成り立たない。結局は、やっぱり政治家がいかにして国民を愛するか。国民を愛すること、それはどうしたつて国民の生活を高めること、そのためには平和が必要である、そういう信念をしっかりと持つて国際的な連帯を強めていかなきゃならぬ。それで、長官は、非常に今微力になつてい

けれども、国際連合のようなああいう組織というもの、今後どういふふうにか考えられますか。国際連合というふうな組織とそれから軍事力の増大というふうな問題とこの二つをどういふふうに関連して考えられますか。

○国務大臣(栗原祐幸君) これ、栗原祐幸個人というところでこの委員会である言ふことが、果たして適当かどうかからぬと思ひますよ。ですから、こういう問題に対する有権的な御意見については、やはりそれなりのカウンターパートでひとつ御議論をいただきたいと思ひます。

○宇都宮徳馬君 これも原則的な問題になるんですけれども、日本はとにかく現在考えてみれば、米鬼英鬼なんと言つたこと自身が甚だしく愚かだつたわけですね。そういうようなことで戦争をやりました敗れたわけでありますけれども、その後非常に経済発展をしています。国民生活も上がつてゐるんですよ。いろいろその原因を考えてみますと、やはり日本自身があの戦争の苦勞で平和主義といひますか、終戦詔勅にもありましたけれども、つまり、とにかく万世のために太平を開くという考えがあつて、そして各国とも平和につき合つてこれ、我々はソ連との関係それから中国との関係、この二つが石橋内閣以来中国との関係、この改善にも骨折つてきたわけですね。そのときやつぱりソ連脅威論から中国脅威論なんかに移つてきていましたよ、軍備拡張論者が。しかし、我々は中国との関係を改善した。ある時期、この前の岸内閣時代の安保改定のときなんかは、ソ連脅威論より中国脅威論の方が強かつたんです、本當言いますと。それを中国ともいろいろ話したりなんかして、もちろん私だけじゃありませんけれども、話したりなんかして、しかし、そういうことになる、中国でやつたことは日本人も皆知つてゐるんです。それから、特に軍部なんかよく知つてゐたわけなんです。そういうことになると、今度は中国でやつたことを思い出して、中国と仲よくするのはいけ

も言われましたよ、**実際**。しかし、**中国は二千年の友好の歴史を思い出して日本と仲よくしたい**、不愉快なことはあつたけれどもそれはせいぜい五十年のことにすぎない、だから**友好を回復したわけ**で、いろいろなことがあつたけれども賠償は取りませんよという原則で日中国交正常化ができたわけですね。

それに兵力も必要な場合がありますよ。私らは自衛隊というものは護身用の短刀だと言っているんです、これは。護身用の短刀である。つまり、大きな刀を持つ戦争というのはできないですよ、実際は。今の大きな刀というの核兵器だからね。実際、これできません。やればこれは世界の破壊です。ですから。だから、やっぱりあくまでも護身用の短刀、つまりどこへ小さな泥棒が潜んでいるかわからぬから、全く無防備というわけにはいかぬけれども、しかし、それはあくまでも護身用の短刀で、こつちから攻めるようなものじゃないか、こういう考えを持って、ずっと自衛隊に対してもだから護身用の短刀としてはこれは認めるし、また、護身用の短刀の使い方はうまい方がいに決まっていますね、これは。そういうふうに私は自衛隊に対して私自身の一つの哲学を持っているわけです。

しかし、軍事力というものは何といつても自己成長したい。アイゼンハワーという軍人出身のアメリカの大統領が前にいました。これは産軍体制、ミリタリー・インダストリアル・コンプレックスという言葉を非常に公然と使った人でなければ、その人が軍人出身で、産軍体制というのはほととくと無制限に軍備をふやしていくという気になると言つた。だから、そこら辺の問題が一番シビリアンコントロールの中心でしょうね。ですから、シビリアンコントロールということは、規律によつて軍隊を政治がコントロールする、それと同時にやつぱり軍事と産業との変な因果関係による結びつき、これをやつぱり非常に警戒しなければなりませんね。そうしないと、護身用の短刀以上のものを持ちたがつて、また売りがつてし

ようがないのがあります。そういうつもりでひとつシビリアンコントロールをやっていただいたいということを私は希望いたします。大変生意気なようにだけれども、しかし、私も八十だからそのくらいのことを言ってもいいかしらぬね、八十なんだから。

それで、これは今度非常に細かい話になつてくるんだけど、私は自民党の時代長く衆議院議員をやつてました。十回当選したんですからね。その選挙区が東京第二区です。東京第二区の中には品川、大田区という都内もあるけれども、島があるんですね。大島とか八丈島とか三宅島とか新島とか、いろいろあるわけです。ですから、私は三宅島には非常に親しい人が多いですよ。私は、別に自慢するわけじゃないけれども、三宅島では常に自民党代議士で、そして最高点を大體とらせてもらつておつた。そのお礼のためにやるわけじゃないけれども、三宅島の現在あそこの八〇%を占める、それで女が、それこそ中年の女が、あそこの飛行機の発着練習をやる場所とすると、あそこは専門的なことはよくわかぬけれども、その発着練習をやる場所をつくることに非常に反対しているんですね。これはもうだれが扇動するということもない。おばちゃんたちが中心ですよ。九月一日に、これは防衛施設庁の方もおられますか、ここに。——何か、機動隊を二部隊ほど派遣したことがありますね。九月一日ですか、あれは。あなたの方が頼んだらどううけれども、機動隊が行つて、それで、あの日は、いろいろと聞いてみると、とにかく、最初に機動隊が朝早く四百人ぐらゐやつてきて、それで何かこの観測用の塔を立てる、その仕事に取りかかった。

それは、おばちゃんを中心にする、もちろん男もいるんだけど、三、四百人の人たちに妨げられて立てられなかった。しかしそのときは大変な雨で、機動隊の方が夜つびてつまり船に乗ってきて、それで緊張もしてるんでしょう、この現場に来て座り込みを前にして、なかなか抵抗が強い

もので、そこへ猛烈な雨が降ってきたりなんかして、機動隊の中から倒れる者が、要するに疲労と寒さとか雨とかそういうものの影響で倒れる者ができてきた。そして、それに対しちゃ、これはまた純真なんですよ、島の人は。これは気の毒だというわけで、その人を婦人たちが介抱したり何かして、その中には介抱されて男泣きに泣いた機動隊もいるという話を聞きましたけれども、うそを言う人じゃないから本当だと思いますがね。そういう中に、今度はまた警視庁の機動隊の中にもうんと強いものいるらしくて、うんと強いのが二百人ぐらいやってきて、最後にはもう何か立てちゃつたらしいですがね。相当もめているんですね、あそこの島が。これはもう何というか、本当に普通の島民なんです。イデオロギーがあつたり——政党も多少関係はしているようだけれども、しかし、普通の島民です。大体八〇%ぐらいが反対なんですからね。農民と漁師ですよ。これが反対している。

この反対はなぜ起こっているかという、厚木のあの飛行場、米軍機の練習の飛行場をあそこへ移すという話があつて、それゆゑに厚木の飛行機の発着状況なんかをやつぱりちゃんと調べて見に来てゐるわけですね。私は、本堂言いますと、厚木の近所に住んでゐるんですよ。それで、朝晩やつぱり相当なこれは轟音ですね。近ごろ潜水艦は消音だなんて言つてゐるけれども、飛行機の方は音をわざわざ高くしてゐるんじゃないかと思うぐらいにえらい音ですよ、厚木飛行場は。大体朝とそれから晩は何時から幾らとか、きょうもさんざん轟音を聞いてやつてきたんだけど、ひどいものです。ですから、いろいろ今までの決定があるでしょうけれども、もう一度住民の要求をよく聞いてやらぬと、これをもう強行することは私は正義じゃないと思うね。やつぱり正義じゃないんですよ、武装力というものは。常に正義というものを背景にしないと、決して強い軍隊にはならないですよ。ですから、もう一度よく調べられたらいいと思うね。なぜ反対しているのかと

いうことを調べられたら私はいいと思います。

アメリカの例えばワインバーガー国防長官ですが、彼が日本の政治家、日本の政府に対してあれをぜひやれと、こういうことを言っているというようなことを聞きましたが、一体そういうことはあるんですか、アメリカが非常に強く三宅島に特に指向してあそこへつくれと言っていることが。あそこはまた非常に珍しい島ですよ。一度行かれるといいけれども、蛇がいらないんだ、あそこは。それで、アカコッコとか何とかハトとか特別な鳥類のいるところで、だから生物学者があそこへあいう飛行場をつくることに反対しているというようなこともありますかね。そういうことはともかくとして、庶民の反対というものは根強いからこれはやっぱりしっかりと考えて、アメリカ人は実情をよく知らぬでしよから、何もあそこだけに つくる必要ないんだし、私は、アメリカ人が、アメリカの海軍ですね、海軍の航空母艦の飛行機なんでしよから、海軍がなぜあそこに執着するのかというのをひとつなかに御説明願いたいと思いますね。

○國務大臣(栗原祐幸君) 今一連のお話の中で私の感じたことを申し上げます。

まあ護身用の短刀だと、防衛は。それは先生の御表現としてはわかりますが、私の表現からすると、憲法の中で許された最小必要限度の防衛力というものは必要だと、私はそう言う。これが一点。それから、もう一つは三宅の話ですけれども、おっしゃるようなことは私も全部聞いているんです、これ。しかし、それとは違った意見もあるんです。私が三宅の人たちに言っている、特に三宅の村長や議長に言っていることは、反対だ反対だと言うけれども防衛施設庁の話をよく聞いてくれたか、島民一人一人に話を聞くと、その上でためたと言うなら話はわかるけれども、いや反対なんだですよ、反対なんですと、聞く耳を持たない、門前払いをするようなことはこれはおかしいじゃないかと、特に東京都は都知事も議会で、いろいろあるでしょう、それに対してまず国側の説明を

それから航空機もいろいろ手入れもしなくちゃいけませんので、そういった乗員につきましても必要な休養をとるということも当然考えられるわけでございしますが、その際やはりこういった着艦の技量と申しますのは、常に訓練をやっておきませんとだんだん技量が落ちてまいるといってございしますし、狭い空母の場所に着艦する技量というのは相当高度の技量というふうに私も聞いておりまして、休んだ後すぐそういった高い技量を發揮することがなかなか難しい、ふだんから休養中もときどきそういった訓練をして練度を上げておく必要がある、こういうのが必要性でございします。

○宇都宮徳馬君 ミッドウェーとかいろいろな船が来ますね、航空母艦が。それで、ああいうものが来ると非常に私の家の周辺がうるさくなってくるわけですが、ミッドウェーの乗員はどこに宿泊するんですか。横須賀ですか。

○政府委員(鈴木果君) ミッドウェーの乗員それからその家族、横須賀及びその周辺地区に居住していると承知しております。

○宇都宮徳馬君 そこにやっぱり基地があつて宿泊所があると、こういうことですか。

○政府委員(鈴木果君) まず自身の乗員、これにつきましては横須賀基地の中に隊舎がございまして、そこに居住しているということでございます。それから家族を帯同している者、これにつきましては横須賀あるいはまた横浜地区、そういうところの米軍に提供しております家族住宅、これは施設区域の中にある家族住宅、それで不足しておりますものは施設区域の外の民間の住宅を借り上げて住んでいる者もあるというふうに承知しております。

○宇都宮徳馬君 とにかく空母の練習というのは非常にうるさいんですね、どういふわけか。だんだん轟音がすごくなってくるような気がしますね。私はもう二十年以上厚木のそばに住んでますからね。私は一度エマーソンというアメリカの公使が来たときに、ひとつ音を聞かせようと思つて

夕方パーティーみたいなのを夫婦を呼んでやったことがありますよ。そうしたら、そのときに限つて来ないんだな。そういうこともある。とにかく、しかし、来るんだったら大変うるさいんですね。やっぱりアメリカ人というのはなかなか常識あるんですから、よく実際の状態を見せた方が私はいいと思ひますよ、アメリカの大使とか何とかに。それで判断してもらわないと、いろいろ弁解しても実態が悪いと反感感情が起つたりなんかしますから、実際の飛行状態をアメリカの上級の人に見せないとだめだと私は思ひますね。だから、この問題は急速に防衛施設庁で決定しないで、もう少し研究する必要があるんじゃないかと。

それから、これは冗談みたいな話だけれども、とにかくアメリカの航空母艦の古いのも随分余つていられるから、日本で買つてあそこらに浮かべてやつてもらつたらどうだかという、そんな投書みたいなものも出ていますね。これは冗談みたいなものかもしれませんが、そういうことも今度は冗談じゃなく考えられぬこともないですよ。横須賀港にそういう空母の大きいのを二、三杯買つておいて、それで日本の自衛隊が運航してもいいからその上で、その練習の方がよほど実際のでしょう。熟練した空母の乗員の発着訓練ならば、やはり航空母艦をいろいろ動かしてみなきゃ、熟練者の訓練には私は本当はならないと思うんです、実際はね。未熟者が来ればそういうことは必要だけれども、本来未熟者訓練は外国でやるべきものじゃ私はないと思ひますよ、これは常識からいって。アメリカにも我々友達というので、言いたいこと、正しいと思つたことは言つた方がいいと思ひますね。そうしないとやっぱりいろいろな誤解が生ずるし、向こうだつてそんなことなら早く言つてくれたらよかったのになというのとにもならぬとも限らない。皆さんは、日本国民の税金で自衛隊というのがあるんだから、日本国民のことを第一に考えなきゃ。防衛にしても何に

三宅島の問題なんかは考える必要がありますよ。あそこは直径十キロないんです。直径十キロない楕円形の島ですからね。それで、皆さんが計画している滑走路は二キロですね。それで阿古の方に寄るんですね、阿古の方へね。阿古と坪田というところは割に近い。その間に池なんかあつて、そこは特別な珍しい鳥類なんかが、伊豆七島にだけしかいない鳥類がいるんですよ。だから、一番そういう問題ではうるさい関係の深いところへ二キロの滑走路をつくらうという計画があるわけですね。ですから、これはうるさいなやつぱり調査不足もあるんじゃないかと思ひ、お互いの誤解もあるんだと思ひけれども、今のままじゃあそこへ持つていっても住民感情とマッチしませんよ。住民感情とマッチしないところへそういうものをつくらうと、これはやっぱりいろんなトラブルが起るんです。これはもう防衛庁長官あたりが最高の政治的良識を發揮していただいて、考えていただいた方が私はいいと思ひますね。こだわらなければならない。ワインバーガーならワインバーガーがここがいいと言ふなら、やつぱりよく説明してやらないと、二国間の関係というのは中に入らうが説明すべきことは説明する、言うべきことは言う、お互いに誤解がないように極めて率直な話し合いをしていかないといかぬと思ひますね。ひとつそういう観点でこの問題を解決していただきたいと思ひます。

それから、海の方に出るからこはいいと言うわけなんだ。飛行機がね、二キロの滑走路から海の方に立つても、海の先の方に御蔵島という島があるんですよ、人口が少なけれどもね。それからこの御蔵島の手前が三宅島の最上の漁場ですよ。ですから、うるさいなこれは障害もある。まだ私は研究不十分じゃないかという感じがしますね。よく研究して、どうせなかなか難しい問題があるんだから、お互い理解し合つて納得してやらないと、せつかくつてつてもそれが反米の基地になつたりしては困るわね、実際。ですから、よく考えて、アメリカ人にもよく言つて——私が案内

してあげてもいいです、アメリカのあれを。だから、よく納得させなきゃだめですよ。アメリカ人にもどういふところかということをよく知らせなきゃ。十分な努力をして、それでこのくらい差ならまたいろいろ説得の仕方もあるでしょうが、今は住民の八〇％は非常にむしろ感情的なぐらひの抵抗を持っています。これだけはひとつ十分御承知願つて、日本のそれこそ最小限の軍備のために、それから日米の平和のために、友好のために、考えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(栗原祐幸君) せつかくいろいろとお話を承りまして、ありがとうございます。先輩に対して敬意を表します。

私、いろいろお話を承りましたが、先生のおつしやるとおり、国民の税金で防衛というやつはやつていられるわけですね。なぜ国民の税金をいただいでやるかという、やはり日本の平和と安全です。ですから、日本の平和と安全のためにやつておる、それを国民の皆さんにもよく御理解いただかなきゃならない。これが一つ。

それからいま一つは、私はアメリカに対しては「けつ」けつ物を言つていられる方なんです。決しておつかなびつくりじゃない。ただし、向こうの方の言つていられることでリーズナブルな場合には、これはやはり日米安保ですから、向こうの言うことに對して耳を傾けて実行すべきは実行しなきゃならぬと思ひますよ。そういう意味で、御激励の言葉として承つておきます。ありがとうございます。

○宇都宮徳馬君 御激励だけじゃなく、十分検討をしてください。お願いします。

○委員長(名尾良孝君) 本案に対する本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

九月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する

る請願(第一六一八号)(第一六一九号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に
関する請願(第一六五六号)

一、元従軍看護婦に対する慰勞給付金に關
する請願(第一六五七号)

一、台湾出身元日本軍人軍属補償に關する請
願(第一六五八号)(第一六五九号)(第一六六
〇号)

一、元従軍看護婦に対する慰勞給付金に關す
る請願(第一七〇六号)

一、台湾人元日本軍人軍属補償に關する請願
(第一七二一号)

第一六一八号 昭和六十二年八月二十八日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に關する請願

請願者 長野県小諸市滋野甲八七二ノ三
土屋けさ子 外七名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一六一九号 昭和六十二年八月二十八日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に關する請願

請願者 京都市伏見区鷹匠町六 石倉くら
外八名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一六五六号 昭和六十二年八月二十八日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に關する請
願

請願者 東京都大田区西六郷二ノ二六ノ七
武石スギ 外九名

紹介議員 永野 茂門君
この請願の趣旨は、第七七八号と同じである。

第一六五七号 昭和六十二年八月二十八日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に關する請願
(六通)

請願者 静岡市石田三ノ一八ノ二七 石垣

香代 外五十三名

紹介議員 小島 静馬君
この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一六五八号 昭和六十二年八月二十八日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に關する請願

請願者 東京都八王子市網ヶ丘二ノ一七ノ
一一 藤原耕治 外四十六名

紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一六五九号 昭和六十二年八月二十八日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に關する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区駒沢四ノ五ノ二
渡部信 外二十一名

紹介議員 永野 茂門君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一六六〇号 昭和六十二年八月二十八日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に關する請願

請願者 山梨県甲府市徳行一ノ五ノ一四
塩川光男 外九名

紹介議員 志村 哲良君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一七〇六号 昭和六十二年八月二十九日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に關する請願

請願者 北九州市小倉南区葛原二ノ一ノ二
溝辺キミエ 外八名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一七二一号 昭和六十二年八月二十九日受理
台湾人元日本軍人軍属の補償に關する請願

請願者 東京都府中市武蔵台二ノ三六ノ一
二 中山清吾 外八名

紹介議員 中村 太郎君
第二次世界大戦中、二十一万名の台湾人民が日本
軍人軍属として戦線に参加し、多数の戦死者・負

傷者を出したが、日本政府は戦後四十年間何の補
償もしていない。ついでに、国の最高機関である
国会は速やかに新規立法など適當なる補償をされ
たい。

九月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、被抑留者等に対する特別給付金の支給に
関する法律案(衆)

被抑留者等に対する特別給付金の支給に關す
る法律案

被抑留者等に対する特別給付金の支給に關
する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、被抑留者及び帰国前に死亡
した被抑留者又は帰国後に死亡した被抑留者の
遺族に対する特別給付金の支給に關し必要な事
項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被抑留者」とは、昭和
二十年八月十五日以後ソヴィエト社会主義共和
国連邦その他政令で定める地域に抑留された戦
傷病者戦没者遺族等援護法昭和二十七年法律
第百二十七号(第二条に規定する軍人軍属その
他の者(自己の意思により帰国しなかつたと認
められる者を除く。))をいう。

(特別給付金の支給)

第三条 被抑留者又は帰国前に死亡した被抑留者
若しくは帰国後昭和六十三年四月一日前に死亡
した被抑留者の遺族で、同日において日本の国
籍を有するものには、特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、こ
れを受けようとする者の請求に基づいて、内閣
総理大臣が行う。

3 前項の請求は、総理府令で定めるところによ
り、昭和六十六年三月三十一日(帰国前に死亡
した被抑留者又は帰国後昭和六十三年四月一日

前に死亡した被抑留者(以下「死亡被抑留者」と
総称する。))の死亡の事実が判明した日が同年
同月二日以後であるときは、死亡の事実が判明
した日から起算して三年を経過する日)までに
行わなければならない。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しな
かつた者には、特別給付金は支給しない。

(特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 特別給付金の支給を受けるべき遺族の範
囲は、死亡被抑留者の死亡の当時における配偶
者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関
係と同様の事情にあつた者を含む。以下同
じ。)、子及び父母とする。ただし、配偶者につ
いては、死亡被抑留者の死亡の日以後昭和六十
三年三月三十一日以前に、死亡被抑留者の二親
等内の血族(以下この項において「近親者」とい
う。))以外の者の配偶者となつた者及び近親者
以外の者の養子となり、かつ、同年四月一日に
おいて当該養子である者を除き、子について
は、死亡被抑留者の死亡の日以後同年三月三十
一日以前に離縁によつて死亡被抑留者との当該
親族関係が終了した者及び同年四月一日におい
て近親者以外の者の養子となつてゐる者を除
く。

2 死亡被抑留者の死亡の当時胎児であつた子が
出生したときは、その子は、死亡被抑留者の死
亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和六十三年四月二日以後に出
生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得し
たものは、同年同月一日において日本の国籍を
有してゐたものとみなす。

(特別給付金の支給を受けるべき遺族の順位等)

第五条 特別給付金の支給を受けるべき遺族の順
位は、配偶者、子、父母の順序による。ただし、
父母については、死亡被抑留者の死亡の日にお
いてその者によつて生計を維持し、又はその者
と生計を共にしてゐたもの(死亡被抑留者の死
亡の日においてその者が抑留されてゐなかつた
ならば、これらの条件に該當してゐたものと認

められるものを含むを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により特別給付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十三年四月一日（死亡被抑留者の死亡の事実が判明した日）が同年同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、その

のすべての同順位者）を特別給付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 特別給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとし、その一人に対してした特別給付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとし、みなす。

（特別給付金の額）
第六条 被抑留者に支給する特別給付金の額は、その者の帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

帰国	の時期	特別給付金の額
昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで		五〇〇、〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで		六五〇、〇〇〇円
昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで		八〇〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日以降		一、〇〇〇、〇〇〇円

2 帰国前に死亡した被抑留者の遺族に支給する特別給付金の額は、その者に係る帰国前に死亡

した被抑留者一人につきその死亡の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

死亡	の時期	特別給付金の額
昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで		三五〇、〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで		四五五、〇〇〇円
昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで		五六〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日以降		七〇〇、〇〇〇円

3 帰国後に死亡した被抑留者の遺族に支給する特別給付金の額は、その者に係る帰国後に死亡

した被抑留者一人につきその帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

帰国	の時期	特別給付金の額
昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで		三五〇、〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで		四五五、〇〇〇円
昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで		五六〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日以降		七〇〇、〇〇〇円

（特別給付金の支払の時期）

第七條 特別給付金は、第三條第二項の請求があつた日から三年以内に支払ふものとする。ただし、当該請求をした者が被抑留者であり、かつ、高齢である場合には、できる限り速やかに支払わなければならない。

（特別給付金に係る権利の承継）

第八條 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

2 第五條第三項の規定は、前項の規定による請求に基づいて特別給付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

（異議申立期間）

第九條 特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五條の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八條の規定にかかわらず、同法第十四條第三項の規定は、準用しない。

（譲渡又は担保の禁止）
第十條 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、第六條第一項の特別給付金の支給を受ける権利については、その権利を有する被抑留者が、その請求前に、その者の配偶者、子又は父母で同項の特別給付金の支給を受ける権利を有するものに譲渡する場合は、この限りでない。

（差押えの禁止）
第十一條 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む）による場合は、この限りでない。

（非課税）

第十二條 特別給付金には、所得税を課さない。

（特別給付金の支払に関する事務）

第十三條 特別給付金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（権限の委任）

第十四條 この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長にその一部を委任することができる。

2 第九條の規定は、前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五條」とあるのは、「第十四條第一項本文」と読み替へるものとする。

（総理府令への委任）

第十五條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）」を、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）及び被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律（昭和六十二年法律第百号）」に改める。

（差押えの禁止）
第十一條 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む）による場合は、この限りでない。

（非課税）

九月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七二二号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第一七四六号)(第一七四七号)(第一七六四号)(第一七六五号)

一、元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一七六六号)

一、台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(第一七七七号)(第一七八八号)

一、旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願(第一七六九号)(第一七七〇号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第一七九九号)

一、元日赤看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一八〇〇号)

一、台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(第一八一四号)(第一八一五号)(第一八一六号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第一八一七号)

第一七一六号 昭和六十二年八月三十一日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(五通)

請願者 大阪府堺市鳳西町三ノ七三七 北裏春江 外四十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第一七一七号 昭和六十二年八月三十一日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 東京都東村山市青葉町二ノ一四ノ一二 津村ヨシ子 外十三名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第一七二二号 昭和六十二年八月三十一日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 新潟県新津市草水町二ノ八ノ一六 高橋フサミ 外八名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第一七四六号 昭和六十二年八月三十一日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 横浜市中区石川町三ノ一三四 唐崎旬代 外百二十七名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八三三号と同じである。

第一七四七号 昭和六十二年八月三十一日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都文京区本郷一ノ二七ノ八ノ六一〇 斎藤千代子 外百二十四名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四八三三号と同じである。

第一七六四号 昭和六十二年八月三十一日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都中野区中野五ノ五二ノ一五 中村つきこ 外百三十名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第四八三三号と同じである。

第一七六五号 昭和六十二年八月三十一日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ一五ノ一六 福川方 飯田朋子 外百二十名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第四八三三号と同じである。

第一七六六号 昭和六十二年八月三十一日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区大谷口上町八七ノ八

紹介議員 平野登志子 外十七名
この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第一七六七号 昭和六十二年八月三十一日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都墨田区八広三ノ四ノ四 山本春一 外十九名

紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一七六八号 昭和六十二年八月三十一日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 秋田市東通館ノ越六ノ一六 菅原順一 外十名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一七六九号 昭和六十二年八月三十一日受理
旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願(二通)

請願者 神奈川県鎌倉市二階堂四三九 佐藤裕之 外二十五名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一七七〇号 昭和六十二年八月三十一日受理
旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願(二通)

請願者 青森市小柳桂六八 千葉勇次郎 外十二名

紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一七九九号 昭和六十二年九月一日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢四ノ二五ノ六 日比野聡 外四百四十四名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一八〇〇号 昭和六十二年九月一日受理
元日赤看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 埼玉県入間郡鶴ヶ島町上広谷八ノ四ノ三二 肥後喜久恵 外九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七八七号と同じである。

第一八一四号 昭和六十二年九月一日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市清水町二ノ一四 藤代三郎 外九名

紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一八一五号 昭和六十二年九月一日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 三重県四日市市河原田町二、三五 四 鈴木正行 外九名

紹介議員 水谷 力君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一八一六号 昭和六十二年九月一日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町三ノ三八 一 安井常義 外四十名

紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一八一七号 昭和六十二年九月一日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市藤原町二ノ二八四 伊藤白潮 外四百三十四名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

九月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に
関する請願(第一八四六号)

一、元従軍看護婦に対する慰労給付金に關する
請願(第一八五八号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に
関する請願(第一八五九号)(第一八六〇号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する
請願(第一八八六号)(第一九一〇号)(第一
九一一号)(第一九一二号)(第一九一三号)(第
一九一八号)(第一九一九号)(第一九二〇号)(第
一九二二号)(第一九二二号)(第一九四〇
号)(第一九四一号)(第一九四二号)(第一九四
三号)(第一九四四号)(第一九四五号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に
関する請願(第一九六一号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する
請願(第一九八二号)

一、旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に
関する請願(第一九八三号)(第一九八四号)

一、台湾出身元日本軍人軍属補償に關する請
願(第一九八五号)(第一九八六号)

第一八四六号 昭和六十二年九月二日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に關する請
願

請願者 千葉県市川市新田三ノ七ノ二三
大野紫陽 外四百八十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一八五八号 昭和六十二年九月二日受理
元従軍看護婦に対する慰労給付金に關する請願

請願者 東京都世田谷区桜上水四ノ一ノ六
ノ二〇二 弦巻サダ 外八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第一八五九号 昭和六十二年九月二日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に關する請
願

請願者 大阪府堺市宮山台二ノ一ノ八ノ一
〇八 枝広三枝子 外二百四十六
名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一八六〇号 昭和六十二年九月二日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に關する請
願

請願者 大阪府河内長野市北青葉台七ノ二
二 中川隆雄 外二百四十二名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一八八六号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 東京都町田市鶴川二ノ一ノ六ノ
四〇四 三宅文子 外四百四名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九一〇号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 熊本市黒髪四ノ三ノ一九 宮崎ト
シ 外三十八名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九一一号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 京都市伏見区桃山町正宗七ノ七
名越麗子 外十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九一二号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 東京都渋谷区広尾三ノ五ノ一一
竹内勝正 外五十三名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九一三号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 福島市曾根田町四ノ二〇 秋山昭
子 外二十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九一八号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 新潟市南笹口一ノ八ノ六三 川嶋
靖子 外六十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九一九号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 大阪府生野区巽南五ノ一五ノ一四
桑山好司 外二百五十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九二〇号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 福岡市南区大橋三ノ九ノ五 吉瀬
国子 外百十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九二二号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 東京都大田区北千束二ノ一二ノ一
二 前田三保子 外三百五十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九四〇号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 静岡県浜松市佐鳴台四ノ二六ノ二
〇 吉田知加 外百十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九四一号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 千葉県銚子市上野町二〇六ノ四
飯塚傳子 外三百十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九四二号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 北海道函館市湯川町一ノ八ノ九
古西正子 外百二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九四三号 昭和六十二年九月三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する請願

請願者 神奈川県逗子市逗子二ノ三ノ二〇
江橋美保子 外二百七十六名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九四四号 昭和六十二年九月三日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 広島市中区東白島町一六ノ一八

谷川二三子 外百二十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九四五号 昭和六十二年九月三日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市宝梅一ノ四ノ四六

辻建 外百五十六名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九六一号 昭和六十二年九月三日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 東京都小平市小川町一ノ四〇四ノ

一〇〇 伊藤弘幸 外五百二十五名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一九八二号 昭和六十二年九月三日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 長崎市岡町四ノ一七 藤原祐子

外六十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一九八三号 昭和六十二年九月三日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願

請願者 東京都東久留米市浅間町一ノ一二

ノ二二 宮下八郎 外六名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一九八四号 昭和六十二年九月三日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市朝日一ノ一〇ノ八

三沢寛 外六名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一九八五号 昭和六十二年九月三日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(二通)

請願者 奈良市富雄元町一ノ一〇ノ四 吉

川繁子 外四十名

紹介議員 服部 安司君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一九八六号 昭和六十二年九月三日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 熊本市本荘五ノ八ノ二二有有限会社

大村商店代表取締役 大村精一

外二十名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

昭和六十二年九月二十四日印刷

昭和六十二年九月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局